

IV 新型コロナウイルス感染症対策

- 1 新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み
- 2 各年度の取組み（令和2年度～4年度）

（参考）新型コロナウイルス感染症対策における財政規模<一般会計>

1 新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

新型コロナウイルス感染症対策 主な取り組み

第1波から第7波までの取り組み(第1波)

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第1波 R2/1/29 ~6/13	(本市の施策) ・大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 ・保健所の体制強化(随時) ・学校園の臨時休校 ・受診相談センターの運営 (R2年度3回補正) ・十三市民病院の新型コロナ専門病院化 ・保健所等における健康観察体制の強化など (R2年度3回補正) ・本市主催イベントの中止、本市施設の休館 ・PCR検査に係る公費負担の追加(自己負担分等) (R2年度3回補正) ・救急搬送用資器材の整備 (R2年度3回補正) ・市民病院における医療用資材の確保 (R2年度3回補正) ・学校教育ICT活用事業【継続中】 (R2年度3回補正)	(本市の施策) ・学校給食費の無償化【継続中】(R2年度当初) ・水道料金及び下水道使用料の基本料金全額減免 (R2年度当初) ・本市施設のキャンセル料免除 (R2年度13回補正) ・メールによるDV相談 (国等の施策) ・特別定額給付金の支給 (R2年度2回補正) ・休業要請支援金の支給 (R2年度1回補正)

新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

第1波から第7波までの取組み(第2波)

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第2波 R2/6/14 ~10/9	(本市の施策) ・災害時避難所等への感染防止対策用備品の確保 (R2年度3回補正) ・受診相談センターの運営 (R2年度7回補正) ・保健所等における健康観察体制の強化など (R2年度7回補正) ・地域外来・検査センターの設置 (R2年度7回補正) ・児童福祉施設、障がい者支援施設などにおけるマスク・消毒液等の確保など (R2年度3回補正) ・個室化促進改修費等補助金の創設など (R2年度3回補正) ・障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援 (R2年度3回補正) ・特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの充実など (R2年度3回補正) ・保護施設の事業継続に向けた支援 (R2年度7回) ・介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助 (R2年度7回) ・学校の感染拡大防止対策及び学習保障等に係る体制の整備 (R2年度7、13回補正)	(本市の施策) ・ミナミの一部地域に対する時短要請への協力金 (R2年度6回補正) ・本市施設の使用料・利用料金の減免 (R2年度13回補正) ・少人数利用・飲食店応援キャンペーン (R2年度13回補正) ・「大阪の人・関西の人 いらっしゃい！」キャンペーン (R2年度7回補正) ・M I C E 開催支援事業 (R2年度7回補正) (国等の施策) ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給 (R2年度3回補正) ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 (R2年度4回補正) ・住居確保給付金の対象拡大 (R2年度3回補正) ・国民健康保険料・介護保険料の減免 (R2年度3回補正)

新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

第1波から第7波までの取組み(第3波)

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第3波 R2/10/10 ～R3/2/28	(本市の施策) ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 (R2年度12回補正) ・PCR検査体制の強化(高齢者施設等におけるPCR検査の実施など) (R2年度13回補正) ・自宅療養者への配食サービス事業 (R2年度13回補正) ・入院医療費公費負担 (R2年度13回補正) ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金の創設 (R2年度13回補正) ・障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援 (R2年度第13回補正)	(本市の施策) ・飲食店等に対する感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給(府市共同) (R2年度9、10、11、13回補正) ・飲食店等への水道料金、下水道使用料の支払猶予及び特例減免 (R3年度当初) ・ミナミで買い物! 応援キャンペーン (R2年度13回補正) ・未就学児を養育する世帯への特別給付金の支給 (R2年度7回補正) ・ひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給 (R2年度13回補正) ・大阪城西の丸庭園野外公演事業 (R2年度13回補正)

新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

第1波から第7波までの取組み(第4波)

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第4波 R3/3/1 ～6/20	(本市の施策) - まん延防止等重点措置における飲食店見回り調査、市民への呼びかけ (府市共同) - 受診相談センターの運営 (R3年度当初) - P C R 検査体制の充実 (R3年度当初) - 保健所等における健康観察体制の強化など (R3年度当初) - 自宅療養者への配食サービス事業 (R3年度当初) - 入院医療費公費負担 (R3年度当初) - 新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金 (R3年度当初) - 新型コロナウイルスワクチン接種事業 (R3年度当初) - 新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加 (新型コロナウイルス大規模接種会場の設置) (R3年度8回補正) - 家庭での保育の協力依頼 - 学校教育 I C T 活用事業 (R3年度当初) - 障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援 (R3年度当初) - 施設等の個室化改修支援事業補助、簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助 (R3年度当初) - 小中学校における各家庭でのオンライン学習等	(本市の施策) - 飲食店等に対する営業時間短縮協力金 (府市共同) 及び上乗せ協力金 (市単独) の支給 (R3年度2回補正) - 飲食店に対する上乗せ協力金分支給 (市単独) (R3年度6、7回補正) - 飲食店等への水道料金、下水道使用料の支払猶予及び特例減免 (R3年度当初)

新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

第1波から第7波までの取組み(第5波)

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第5波 R3/6/21 ~12/16	(本市の施策) • 家庭での保育の協力依頼 • 新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金の追加 (R3年度4回補正) • 新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加(時間外や休日における個別接種費用の上乗せ) (R3年度11回補正)	(本市の施策) • 飲食店等に対する上乗せ協力金の支給 (R3年度9、10回補正) • 新型コロナウイルス感染症対策設備整備促進事業 (R3年度3回補正) • 買い物応援キャンペーン (R3年度4回補正) • 「大阪いらっしやいキャンペーン2021」(おおさか観光消費喚起事業) (R3年度当初) • 大阪文化芸術創出事業 (R3年度当初) (国等の施策) • 子育て世帯生活支援特別給付金の支給 (R3年度3、8回補正) • 生活困窮者自立支援金の支給 (R3年度8回補正、R4年度当初)

新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

第1波から第7波までの取組み(第6波)

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第6波 R3/12/17 ～R4/6/24	(本市の施策) ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加 (3回目接種の前倒し) (R3年度12回補正) ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金の追加 (R3年度10、12回補正) ・受診相談センターの運営 (R4年度当初) ・PCR検査体制の継続 (R4年度当初) ・保健所等における健康観察体制の強化など (R4年度当初) ・自宅療養者への配食サービス事業 (R4年度当初) ・入院医療費公費負担 (R4年度当初) ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金 (R4年度当初) ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 (R4年度当初) ・就労系障がい福祉サービス事業所への支援 (R3年度15回補正) ・障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援 (R4年度当初) ・施設等の個室化改修支援事業補助、簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助 (R4年度当初)	(本市の施策) ・所得減少世帯に対する臨時特別給付金 (R3年度15回補正) (国等の施策) ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 (R3年度13、14回補正) ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (R3年度14回補正)

新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

第1波から第7波までの取組み(第7波)

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第7波 R4/6/25 ~9/26	(本市の施策) - 新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金 (R4年度1回補正) - 高齢者施設等への支援 (R4年度2回補正) - 受診相談センターの運営 (R4年度4回補正) - PCR検査体制の継続 (R4年度4回補正) - 保健所等における健康観察体制の強化など (R4年度4回補正) - 自宅療養者への配食サービス事業 (R4年度4回補正) - 入院医療費公費負担 (R4年度4回補正)	(本市の施策) - 上下水道料金の減額による市民生活への支援 (R4年度2回補正) 「大阪いらっしやいキャンペーン2022」(国内旅行消費喚起事業) (R4年度当初) - 所得減少世帯に対する臨時特別給付金 (R4年度当初) - 大阪文化芸術創出事業 (R4年度当初) - 大阪城天守閣を中心とした集客促進事業(90周年記念事業) (R4年度当初) (国等の施策) - 令和4年度子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (R4年度3回補正) - 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (R4年度当初) - 生活困窮者自立支援金の支給 (R4年度2回補正)

2 各年度の取組み (令和2年度～4年度)

令和２年度

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部（継続）

- 市内での新型コロナウイルス感染者の確認を受け、令和2年2月28日（金）に新型コロナウイルスに関する対策本部を設置。

＜大阪市危機管理指針に基づく本部会議＞

第1回（令和2年2月28日）

第2回（令和2年3月3日）

第3回（令和2年3月12日）

第4回（令和2年3月18日）

第5回（令和2年4月3日）

＜新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本部会議＞

第1回（令和2年5月1日）

第2回（令和2年5月22日）

第3回（令和2年12月4日）

第4回（令和3年1月13日）

第5回（令和3年2月4日）

第6回（令和3年2月26日）

第7回（令和3年4月2日）

第8回（令和3年4月23日）

第9回（令和3年9月29日）

令和２年度

保健所の体制強化

- コロナ対策の専門グループを新設し、感染拡大の都度、体制を拡充

＜令和2年5月18日～＞ コロナ対策の専門グループを新設 51名
（令和2年5月17日以前はコロナ対策以外の既存の感染症対策を行うグループで対応）

以降、感染拡大の都度、体制を拡充

＜令和3年7月15日～＞ 陽性者1,000人/日を想定し、体制を拡充
（第5波に向け、応援職員及び民間派遣を増強）

＜令和3年12月6日～＞ 陽性者1,700人/日を想定し、体制を拡充
（第6波に向け、応援職員及び民間派遣を増強）

＜令和4年5月9日～＞ 陽性者1万人/日を想定し、体制を拡充
（第7波における職員最大人数409名、民間派遣・委託を含めると1,000人超体制に）

令和２年度

十三市民病院の新型コロナウイルス感染症専門病院化

- 十三市民病院の新型コロナウイルス感染症専門病院化
＜令和2年5月1日～＞ 専門病院として運用開始

フェーズに応じた病床確保を実施

＜令和4年10月末現在＞

- ・大阪市立十三市民病院 軽症中等症病床77床（フェーズ5（緊急確保病床含む））
- ・大阪市立総合医療センター 重症病床23床（フェーズ5（緊急確保病床含む））
軽症中等症病床68床（フェーズ5（緊急確保病床含む））

令和2年度

新型コロナ受診相談センターの運営

3億9,200万円(第3回補正)

4億1,000万円(第7回補正)

- 市民から受診や検査について相談を受ける「新型コロナ受診相談センター」を設置

「新型コロナ受診相談センター」

- ・症状の重い方や重症化リスクがある方を対象とした医療の専門的な相談

○受電体制の強化

感染状況に応じて「新型コロナ一般相談センター」「高齢陽性者専用ダイヤル」「高齢者専用ダイヤル」を設置

「新型コロナ一般相談センター」

- ・新型コロナに関する一般的な相談

「高齢陽性者専用ダイヤル」※感染ピーク時にのみ設置

- ・65歳以上の陽性者を対象とした専用ダイヤル

「高齢者専用ダイヤル」※感染ピーク時にのみ設置

- ・65歳以上の方を対象とした専用ダイヤル

令和２年度

＜令和2年2月4日～＞計3回線

受診相談センター（3回線）

以降、感染拡大の都度、回線を増設

＜令和3年9月1日～＞計70回線 第5波ピーク時における増設

受診相談センター（70回線）

＜令和4年5月9日～＞計320回線 陽性者1万人/日を想定した増設

受診相談センター（70回線）、一般相談センター（250回線）【新設】

＜令和4年8月1日～＞計538回線 第7波ピーク時における増設

受診相談センター（78回線）、一般相談センター（400回線）、

高齢陽性者専用ダイヤル（60回線）【新設】

※高齢陽性者専用ダイヤルは令和4年7月28日から10回線を先行設置

＜令和4年10月1日～＞計388回線

受診相談センター（88回線）、一般相談センター（300回線）

＜令和4年12月1日～＞計608回線 第8波の到来とインフルエンザとの同時流行に備えた増設

受診相談センター（88回線）、一般相談センター（470回線）、

高齢者専用ダイヤル（50回線）

令和2年度

PCR検査に係る公費負担の追加(自己負担分等)

8億3,600万円(第3回補正)

1億9,000万円(第7回補正)

45億5,900万円(第13回補正)

- 新型コロナウイルスに係るPCR検査を実施し新規感染のまん延を防止する。また、医療機関における検査の保険適用後の自己負担について公費負担を行う。

【PCR検査場での行政検査】

＜令和2年3月9日＞ ・市内にPCR検査場を設置し運用開始(最大5か所)
令和4年10月末現在 全て閉鎖

【地域外来検査センターの設置】

＜令和2年7月14日＞ ・市内に地域外来検査センターを設置し運用開始
令和4年10月末現在 5か所

【診療・検査医療機関における検査】

＜令和2年4月1日＞ ・行政検査の委託契約によるPCR検査を開始
＜令和2年10月30日＞ ・大阪府による診療・検査医療機関の指定開始
令和4年10月末現在 市内1,085か所

【高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査】

＜令和3年2月1日＞ ・従事者向け検査の受付を開始(高齢者・障がい者の入所施設の一部)
＜令和3年4月1日＞ ・検査対象の拡大(高齢者・障がい者の入所施設すべて)
＜令和3年7月1日＞ ・検査対象の拡大(高齢者・障がい者の通所系・訪問系等事業所及び保護施設を追加)

令和２年度

保健所等における健康観察体制の強化など

2億1,800万円(第3回補正)

2億3,600万円(第7回補正)

- 新型コロナウイルス感染症にかかる疫学調査や自宅療養者に対し健康観察を行う。また、入院勧告・措置をした患者の入院調整・搬送等を行う。

【ハース代行入力】

＜令和4年5月9日＞

- ・民間委託の活用による処理能力の強化
- ・インターネットFAX導入による発生届送受信の円滑化
- ・新システム「感染症対応業務管理システム」導入に伴う入力業務の削減・効率化

＜令和4年8月1日＞

- ・AI-OCRを活用した発生届の自動読み込みによる入力業務の負担軽減化

【搬送体制の強化】

＜令和2年8月28日＞

- ・民間救急による患者搬送委託開始（当初1台から、感染拡大の都度、台数を追加し4台に）

＜令和4年7月1日＞

- ・更なる搬送台数の強化（9台）及び民間救急による24時間体制の患者搬送を開始

令和２年度

【疫学調査・健康観察】

- ＜令和3年7月15日＞ ・ステージ（新規感染者数）に応じた疫学調査開始以降、感染拡大の都度、体制を拡充
- ＜令和4年1月31日＞ ・緊急連絡先等を記載したSMSを送信し、重症化リスクの低い感染者の受動的対応を開始
- ＜令和4年7月22日＞ ・陽性者1万人/日を想定し、ファーストタッチ（電話による疫学調査）のさらなる重点化を実施

【パルスオキシメーターの貸与】

- ＜令和3年2月18日＞ ・事業開始（40歳以上の方、39歳以下で重症化リスクのある方に貸与）
- ＜令和3年5月12日＞ ・自宅療養者全員に貸与（運用変更）
- ＜令和4年1月31日＞ ・新規陽性者にSMSを送信し希望者のみに貸与（運用変更）
- ＜令和4年8月1日＞ ・配送業務の委託化
- ＜令和4年11月16日＞ ・大阪府ワンストップ窓口による受付開始（配食サービスとの同時申込みが可能に）

【高齢者入所施設等への対応】

- ＜令和4年5月9日＞ ・施設から保健所への報告専用メールを新設
・施設からの入院調整用の直通電話を保健所に新設
- ＜令和4年6月17日＞ ・新型コロナウイルス感染症感染制御・業務継続支援チームの募集開始
令和4年11月末現在 登録数23人

市民病院における医療用資材の確保

6億2,100万円(第3回補正)

- サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールドなどを本市としても確保し供給

令和２年度

新型コロナウイルスワクチン接種事業

15億3,500万円(第12回補正)

- 新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する市民に対し、本市が設置する会場及び医療機関において接種を実施する。

【初回接種（1回目・2回目接種）】

- ＜令和3年3月1日＞ ・ワクチンコールセンターの開設
- ＜令和3年4月14日＞ ・高齢者施設入所者の接種を開始
- ＜令和3年5月24日＞ ・高齢者（65歳以上）の接種を開始
以降、国が示す接種方針に基づき、順次、接種対象者を拡大

【追加接種（3回目接種）】

- ＜令和3年12月1日＞
- ・2回目接種完了から原則8か月以上経過した方の接種を開始
以降、国が示す接種方針に基づき、接種時期を前倒しするとともに順次、接種対象者を拡大
- ＜令和4年3月25日＞
- ・12歳から17歳までの方の接種を開始

【追加接種（4回目接種）】

- ＜令和4年5月25日＞
- ・4回目接種開始

令和２年度

以降、国が示す接種方針に基づき、接種時期を前倒しするとともに
順次、接種対象者を拡大

【オミクロン株対応ワクチンの接種（令和4年秋開始接種）】

・令和4年9月26日の週より接種開始

以降、国が示す接種方針に基づき接種を実施

令和4年10月末現在 取扱個別医療機関 約1,700か所

これまで開設してきた集団接種会場

- ・各区集団接種会場（40会場）（令和3年5月24日～8月2日）
- ・インテックス大阪（令和3年6月7日～9月26日）
- ・城見ホール（令和3年6月26日～令和4年8月28日）
- ・OCAT（令和3年8月30日～令和4年8月28日）
- ・扇町プール（令和3年9月27日～）
- ・やすらぎ天空館（令和3年9月27日～）
- ・中央スポーツセンター（令和3年9月27日～11月21日）
- ・心斎橋BIGSTEP（令和3年9月27日～令和4年4月24日）
- ・オスカードリーム（令和4年1月31日～）
- ・西淀川区役所(令和4年2月21日～3月11日)

令和２年度

新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業 8,400万円(第13回補正)

- 新型コロナウイルス感染症による自宅療養中の患者に対し、外出せずに自宅療養に専念できるよう、配食サービスを実施する。

＜令和3年1月17日＞ ・事業開始 配送能力100食/日（委託業者1社）

以降、感染拡大の都度、配送能力を拡充

＜令和4年2月1日＞ ・配送能力900食/日に拡大（委託事業者3社）

＜令和4年7月1日＞ ・配食能力を12,500件/日に拡大（委託業者5社）
・大阪府ワンストップ窓口による受付を開始

＜令和4年12月1日＞ ・配送能力を17,500件/日に拡大（委託業者7社）

令和2年度

新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担

4億5,700万円(第13回補正)

- 新型コロナウイルス感染症患者の入院に要する費用の保険適用後の自己負担分を公費負担

新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金

3億4,000万円(第13回補正)

- 感染拡大の影響による病床ひっ迫を回避するため、対象医療機関へ協力金を支給することで受入医療機関の拡充を行う。

〔病床運用期間〕

令和3年1月1日～令和4年6月30日 ※制度終了

期間中858床を確保

(うち69床は阪和住吉総合病院が専門病院として令和3年9月30日～令和4年9月30日まで運用)

※市内全体の新型コロナ病床数1,583床(令和4年6月30日時点)

令和２年度

学校園の臨時休校(令和2年度)

(幼稚園)

- 臨時休業措置：2月29日～3月13日
- 臨時休業延長：3月14日～3月22日
- 臨時休業延長：3月23日～3月24日
(3月25日～4月7日春季休業)
- 臨時休業措置：4月8日～4月19日
- 臨時休業延長：4月20日～5月6日
- 臨時休業延長：5月7日～5月10日
- 臨時休業延長：5月11日～5月31日
- ＜幼稚園再開：6月1日＞
- 分散登園・短縮保育：6月1日～6月12日
- 短縮保育：6月15日～6月19日
- 通常保育：6月22日～

(小学校・中学校)

- 臨時休業措置：2月29日～3月13日
- 臨時休業延長：3月14日～3月22日
- 臨時休業延長：3月23日～3月24日
(3月25日～4月7日春季休業)
- 臨時休業措置：4月8日～4月19日
- 臨時休業延長：4月20日～5月6日
- 臨時休業延長：5月7日～5月10日
- 臨時休業延長：5月11日～5月31日
(5月11日から週1日・2日の登校)
- ＜学校再開：6月1日＞
- 分散登校：6月1日～6月12日
- 通常登校：6月15日～

令和２年度

本市関連施設の休館及び使用料・利用料の返還(令和2年度)

- 令和2年2月27日「第2回新型コロナウイルスに関する所属長連絡会議」を受けて、一部の市有施設等の休館を決定し、その後は大阪府の方針に準じて対応
 - ＜府方針＞
 - * 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
 - * 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館
- 令和2年5月14日「第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」を受けて、5月16日以降一部市有施設等を開館
 - ＜府方針＞
 - * 5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館
- 本市所管施設使用料・利用料の返還（2月25日依頼、4月3日通知）
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として行事の中止や延期による施設利用のキャンセルの申し出があった場合には、施設使用料・利用料については、全額還付、キャンセル料は徴収しない等の配慮を行うよう各所属へ周知

令和2年度

本市主催イベントの中止又は延期(継続)

- 令和2年2月19日付「新型コロナウイルス拡大防止に向けた対応について（依頼）」に基づき、一部の本市主催行事等を中止又は延期することを決定し、その後は大阪府の方針に準じて対応

＜府方針＞

＊ 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期

- 上記のほか府の通知文を受け令和2年度に11件、令和3年度に18件、令和4年度に8件の通知文を各所属へ通知

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※2	100% ※4 ※5	大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ※6

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

※5 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）、100%（大声なし）

※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※7 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

令和２年度

保育提供の縮小

- 外出自粛要請により、自宅待機・在宅勤務等の増加が想定されることや感染防止の観点から、保育の提供を縮小
縮小期間：令和2年4月8日～5月6日
縮小期間延長：令和2年5月7日～5月31日
- 令和2年6月1日以降は、保育の提供の縮小（登園自粛等）は行わないが、6月30日まで保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方に、家庭での保育の協力を依頼

メールによるDV相談（継続）

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談員によるこれまでの電話相談に加え、メールによる相談を新たに受付
受付開始日：令和2年5月7日
- メール相談件数

令和２年度	410件（DV相談154件、その他相談256件）
令和３年度	247件（DV相談171件、その他相談76件）
令和４年度（10月末まで）	133件（DV相談88件、その他相談45件）

令和２年度

学校給食費の無償化

77億 400万円

- 令和３年度実施に向けて検討することとしていた学校給食費の無償化を前倒しすることとし、全児童生徒（小中学校）を対象に実施

上下水道料金の減免措置

76億6,900万円(影響額)

- すべての市民・事業者を対象に上下水道料金の基本料金の減免を実施
- 減免額 1カ月あたりの基本料金相当額 1,540円（税込み）（水道：935円、下水：605円）
- 減免期間 令和２年７月検針分から９月検針分まで（３カ月間）

中小事業者等への緊急支援(休業要請支援金に係る本市分担金)

92億5,300万円(第1回補正)

- 休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金」を大阪府と共同で支給
 - 支給金額：中小企業 100万円、個人事業主 50万円
 - 支給開始：令和2年5月12日
 - 申請期間：令和2年4月27日から令和2年5月31日まで（Web登録後の申請書類提出期限 令和2年6月20日まで）
 - 支給件数：27,450件（4月27日～5月31日時点）

令和2年度の学校給食費について

・趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業等をふまえ、保護者の経済的負担軽減等の観点から、緊急的な措置として、学校給食費の無償化を前倒しすることとし、令和2年度に限り、全児童生徒（小・中学校）の学校給食費を徴収しないこととする。そのために必要な条例改正と予算案の修正を行う。

なお、令和2年度中に公平性や合理性の観点もふまえ、対象範囲や無償化の手法など、さらに研究を進め、具体的な制度設計を行い、令和3年度からの本格実施につなげる。

・現予算案（歳入）

款：諸収入 項：雑入 目：学校給食事業収入

小学校	児童給食費	5,171,856千円
	教職員給食費	396,372千円

中学校	生徒給食費	2,533,014千円
	教職員給食費	219,681千円

合 計	児童生徒給食費	7,704,870千円
	教職員給食費	616,053千円

77億円の
歳入減

・修正予算案（歳入）

款：諸収入 項：雑入 目：学校給食事業収入

小学校	児童給食費	0千円
	教職員給食費	396,372千円

中学校	生徒給食費	0千円
	教職員給食費	219,681千円

合 計	児童生徒給食費	0千円
	教職員給食費	616,053千円

・条例改正（案）

大阪市学校給食の実施及び学校給食等の管理に関する条例（平成25年条例第93号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度の学校給食費の徴収に関する特例）

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

令和２年度

特別定額給付金の支給

2, 772億6, 500万円(第2回補正)

- 市民一人につき10万円を支給
- 支給開始：令和２年６月中旬（オンライン申請分は、5月28日）
 - 5月11日 オンライン申請受付開始
 - 5月22日 申請書送付（郵送分）開始
 - 5月28日 オンライン申請分支給開始
 - 7月 郵送申請分等支給開始
 - 8月25日 申請締切日（消印有効）
- 令和３年３月31日 事業終了

救急搬送用資器材の整備

9億3, 800万円(第3回補正)

- 救急隊員の感染防止衣 約35万着、感染防止用車内保護シート 約6万個、アイソレーター 14台など救急活動用資器材を購入

令和２年度

学校教育ICT活用事業

96億1,100万円(第3回補正)

- 「1人1台端末」の年度内実現、オンライン教育の実施に向けた環境整備
- 令和5年度に達成予定だった、全小中学校の児童生徒を対象とした、学習者用端末の1人1台環境を令和2年度に前倒しで実現
全体整備台数：181,944台
（内訳）既整備分：22,056台
令和2年度当初予算計上分：46,877台
令和2年度補正予算案計上分：113,011台
- 緊急時の家庭でのオンライン学習環境を整備するため、就学援助世帯等で、自宅にWi-Fi環境が整っていない家庭に対して、モバイルルータを貸与し、通信使用料を負担
- 全小中学校にオンライン学習などを円滑に行えるよう、Webカメラ、マイクスピーカーなどの通信装置を整備

特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの充実など

11億7,800万円(第3回補正)

- 特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増に対応するため、追加的な利用に係るサービス給付を行うとともに、利用者負担を免除

令和２年度

マスク・消毒液等の確保など

11億2,200万円(第3回補正)

➤ 児童福祉施設、障がい者支援施設など

【児童福祉施設】(7億4,500万円)

➤ こども用マスク・消毒液等の購入や施設の消毒に必要な経費を補助等(1施設・事業あたり50万円、10/10補助)

施設・事業 計 1,490か所

⇒民間保育所・認定こども園・地域型保育事業(645か所)、認可外保育施設(379か所)、児童養護施設等(129か所)、公立保育所[一時預かり等含む](140か所)、地域子育て支援拠点・一時預かり等(208か所)、こども相談センター(2か所)

【障がい者支援施設】(2億7,400万円)

➤ 感染防止用マスク・消毒液の確保や施設の消毒に必要な経費を補助

障がい福祉サービス事業所等(8,152か所)、保護施設等(18か所)

<5月26日～>

障がい福祉サービス事業所等にマスク60万枚を配付

<6月、8月配付>

保護施設に手指消毒用エタノール(13か所/約10,800L)

国民健康保険料・介護保険料の減免

16億9,000万円(第3回補正)

➤新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国の制度に基づき、市基準を策定し、減免を実施

令和２年度

個室化促進改修費等補助金の創設など 3億3,000万円(第3回補正)

- 感染が疑われる者を空間的に分離するための個室化に要する改修費等を補助（1施設・事業あたり800万円、10/10補助）
児童養護施設・乳児院・ファミリーホーム等(14か所)、児童相談所[一時保護所](2か所)
- 多床室の個室化に係る改修経費を補助（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等：上限1床あたり97.8万円、10/10補助）
（障がい者施設：3/4補助・設置者負担1/4）
（実績）特別養護老人ホーム（2か所）、養護老人ホーム（1か所）、障がい者支援施設（1か所）

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助 6億2,349万円(第7回補正)

- 介護施設等において居室に簡易陰圧装置や換気設備を設置する工事等に必要な費用を補助

令和2年度

障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援

5億3,550万円(第3回補正)

1億5,042万円(第7回補正)

2億8,993万円(第13回補正)

- 感染者が発生した障がい福祉サービス事業所等に対し、感染症対策経費等のサービス提供の継続に必要な費用を補助

災害時避難所等における消毒液の確保

1億4,800万円(第3回補正)

- 新型コロナ感染症対策として、出水期の災害時避難所での感染症対策に万全を期すため、アルコール消毒液を配備)

令和２年度

子育て世帯への臨時特別給付金の支給 30億7,500万円(第3回補正)

- 子育て世帯への生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人につき1万円の一時金を支給
支給開始：7月上旬
対象児童数：289,600人

住居確保給付金の対象拡大 2億4,000万円(第3回補正) 16億1,869万円(第7回補正)

- これまでの対象に加えて、個人の責や都合によらない休業等により収入が減少し、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も対象に加えて支給

令和２年度

ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 33億8,100万円(第4回補正)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

(1) 支給対象者

【児童扶養手当受給世帯等への給付】基本給付

①令和２年６月分の児童扶養手当の支給を受けている者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】追加給付

上記①・②基本給付の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

(2) 給付額

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

１世帯５万円

申請期間 令和３年２月28日（日）（消印有効）まで

令和２年度

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給

- 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が実施した営業時間短縮要請に応じた事業者に対し、大阪府と大阪市の共同事業として、協力金を支給。

<大阪ミナミ地区の一部区域>（8月6日～8月20日） 21億7,000万円（第6回補正）

- 支給金額：1事業所あたり最大30万円（日額2万円×15日間）

<北・中央区>（11月27日～12月15日） 150億2,200万円（第9回補正）

- 支給金額：1事業所あたり最大58万円（（日額2万円×19日間）+20万円（市独自上乗せ））

<市内全域>（12月16日～12月29日） 421億6,800万円（第10回補正）

<市内全域>（12月30日～1月11日） 388億8,000万円（第11回補正）

<市内全域>（1月12日・13日） 43億2,000万円（第13回補正）

- 支給金額：1事業所あたり最大156万円（（日額4万円×29日間）+40万円（市独自上乗せ））

令和2年度

学校の感染拡大防止対策及び学習保障等に係る体制の整備

23億4,100万円(第7回補正)

5億3,100万円(第13回補正)

- 学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)を活用し、感染拡大防止や3密対策、こどもの学習保障等を目的とし、学校の規模に応じ200万～500万円の予算を配当
- 小学校：292件、中学校：131件、高等学校：21件

未就学児を養育する世帯への特別給付金の支給

61億 700万円(第7回補正)

- 新型コロナ禍における子育て世帯に向けた新たな独自支援として、0歳から5歳児の未就学児を養育する世帯に対し、対象児童一人につき5万円の一時金を支給
支給開始：10月末頃
対象児童数：約121,600人

令和２年度

府内宿泊者へのキャッシュレスポイント還元事業 （「大阪の人・関西の人いっしょい！」キャンペーン事業に係る大阪観光局 への分担金） 2億9,900万円（第7回補正）

- 関西2府4県在住の方で、キャンペーン事務局から認証を受けた府内宿泊施設の特典付き宿泊割引プラン（1人1泊7,000円（税抜）以上）を利用された宿泊客に対し、1人1泊につき2,500円のキャッシュレスポイントを還元する観光キャンペーンを大阪府と協調して実施。
- キャンペーン参加人数 71,404人（R2.8.20時点）
- 予算上限（20万泊）に達したことからR2.9.25 0時で新規受付終了
※新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を踏まえ、キャンペーン期間中に利用自粛の呼びかけやポイント還元の停止を実施

MICE開催支援事業（インテックス大阪の施設基本使用料の半額免除） 7億3,500万円（第7回補正）

- 新型コロナウイルス感染症収束後の社会経済活動の再開に伴い、地域経済の活性化が大いに期待できるMICEを大阪に呼び込み、大阪からMICEを再起動させるとともに、MICE開催に伴う主催者や出展者の感染症対策にかかる新たな費用負担の軽減を図る。
- インテックス大阪で開催されるMICEの施設基本使用料を半額免除（令和2年7月～令和3年3月）

大阪からMICEを再起動 「インテックス大阪」の施設基本使用料 原則半額

インテックス大阪

- ・世界最高峰のMICE G20の開催
- ・日本最大級の国際展示場
- ・総展示面積は約70,000㎡
- ・見本市・展示会、コンベンション、その他イベントなどの様々なMICEに利用可能

目的

- ・MICE再開による大阪の経済活性化
 - 新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の共生

実施期間

令和2年7月～令和3年3月末まで

詳細は、[インテックス大阪ホームページ](#)で公表します



令和２年度

ひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給

19億8,900万円(第13回補正)

- ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中でその生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、給付金の基本給付の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施する。

（１）支給対象者

- ①令和２年６月分の児童扶養手当の支給を受けている者
 - ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者
- ※令和２年12月11日時点では基本給付の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給

。

（２）給付額

１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円（基本給付に同じ。）【追加給付を行わない】

令和2年度

ミナミで買い物応援キャンペーン事業 2億3,000万円(第13回補正)

- 休業要請等による影響を受けたミナミ地区において、新しい生活様式に対応した店舗利用を促進するとともに、小売店舗等の支援を目的として、感染防止対策を行ったミナミ地区の小売店舗等でのキャッシュレス決済による商品等の購入者に対して、決済金額の一部をポイント付与する「ミナミで買い物！応援キャンペーン」を実施。
- 対象期間：令和2年11月16日から12月31日
ポイント付与割合：決済金額の20%
付与上限：期間中、決済事業者1社につき、1人あたり3,000円分
決済事業者数：2社（PayPay、楽天ペイ）
決済回数：457,706回 付与人数：135,814人 付与金額：134,709千円 一人当たり付与額：992円

少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業 2億1,600万円(第13回補正)

- 新しい生活様式の定着をめざして、4人以下での飲食など、条件を満たして飲食をした利用者にポイントを還元する「『少人数利用』飲食店応援キャンペーン」を実施（市はミナミ地区でのポイント上乘せ分を負担）
- 対象期間：令和2年9月18日から11月15日
ポイント付与割合：予約1件につき2,000円分（ミナミ地区は更に2,000円分上乘せ）
オンライン予約サイト数：8サイト
ミナミ利用実績：93,484回
ポイント換算値：186,968千円

令和２年度

大阪城西の丸庭園野外公演事業

1億5,300万円(第13回補正)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、エンターテインメント業界において、通常の興行が困難な状態に陥っていることから、エンターテインメント業界の活動を支援するとともに、コロナ感染症の拡大に配慮した野外での公演開催という新しい生活様式に基づくレジャーを市民へ普及・浸透させることを目的に実施。
 - ・実施日程：令和２年10月24日、29日、30日、11月4日（４公演）
 - ・実施場所：大阪城西の丸庭園

市民利用施設等における減収に対する補填等

34億7,600万円(第13回補正)

- 市民利用施設等（スポーツ施設、区民センターなど）に係る新型コロナウイルスの影響等による減収相当額を補填

市民利用施設等における減免等

23億4,000万円(第13回補正)

- 新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた本市施設利用者負担の軽減を目的とした本市施設の使用料・利用料金の減免措置等を実施

新型コロナウイルス感染症にかかる 本市施設の使用料・利用料金の減免について

◆ 目的

新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた、本市施設利用者負担の軽減

◆ 減免について

(1)対象施設 :本市の行政財産施設(屋内施設のみ) 83か所

【対象施設】 区民センター、生涯学習センター、男女共同参画センター など

(2)対象者 :すべての利用者

(3)適用条件 :施設の利用にあたり、収容定員の縮小や間隔の確保などの利用制限を受けていること

※イベントや集会等の有料・無料を問わない

※スポーツ施設におけるスポーツ活動は除く

(4)減免率 :原則、規定の使用料・利用料金の5割を免除

(5)減免期間 :令和2年7月15日(水)から令和3年3月31日(水)まで

令和3年度

新型コロナ受診相談センターの運営

③8億400万円

(令和2年度から継続)

PCR検査体制の充実

③ 96億6,800万円

拡充

(令和2年度から継続)

保健所等における健康観察体制の強化など

③9億8,000万円

(令和2年度から継続)

新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業

③18億5,100万円

拡充

(令和2年度から継続)

令和3年度

新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担 ③4億5,700万円

29億7,400万円（第12回補正）

（令和2年度から継続）

新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金

③6億6,000万円

（令和2年度から継続）

46億6,000万円（第4回補正）

117億8,000万円（第10回補正）

74億4,400万円（第12回補正）

新型コロナウイルスワクチン接種事業

③167億3,000万円

拡充

（令和2年度から継続）

53億1,500万円（第8回補正）

105億1,300万円（第11回補正）

29億 300万円（第12回補正）

令和 3 年度

まん延防止等重点措置における飲食店見回り調査等(令和3年度)

- まん延防止等重点措置区域である大阪市内の飲食店（20時以降通常開店する店舗を除く約 4 万店）に対し、感染防止対策の徹底を要請するため訪問する見回り調査を大阪府・大阪市の職員により実施

【実施内容】

令和 3 年 4 月 5 日～令和 3 年 4 月 11 日 20 班（40 人）体制（府・市職員）

- まん延防止等重点措置期間、大阪市内繁華街において、往来者に対し、外出自粛の呼びかけを実施

【実施内容】

令和 3 年 4 月 15 日～令和 3 年 5 月 5 日（毎日 19:30～20:30）

大阪府 1 名・大阪市 1 名・府警 1 名の 5 班体制

ガイドライン遵守徹底のための見回り調査(案)について

【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】

(令和2年3月28日(令和3年4月1日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、**原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。**

【見回り調査(案)】

4/5～5/5 「見回り隊」により、飲食店ごとに見回り調査を実施し、次の項目を確認。

確認の結果、遵守できていない場合は、是正を依頼。

- ・「アクリル板等の設置」
- ・「CO2センサーの設置（換気の徹底）」
- ・「消毒液の設置（手指消毒の徹底）」
- ・「マスク会食の徹底」等

⇒ 今後、大阪市内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行う。

繁華街（大阪市内）における外出自粛の呼びかけについて

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域である
大阪市内の繁華街において、外出自粛の呼びかけを行う。

2. 期 間

令和3年4月15日（木）～5月5日（水）19:30-20:30※土日祝日含む

3. 呼びかけ場所

大阪市内の繁華街（ミナミ地区・キタ地区・天王寺・京橋など）

4. 体 制

大阪府職員1名・大阪市職員1名・大阪府警察1名の
合計3名で班を構成（5班体制で実施）。



令和3年度

学校教育ICT活用事業 ③ 53億2,800万円 **拡充** (② 71億1,200万円)

- 最新の I C T 機器を活用し、協働学習や個別学習の充実を図るとともに、子どもの個性や状況に応じた学びを推進
 - ・1人1台の学習者用端末を、普段の授業や家庭学習などで、日常的に活用し、多様な学習の機会と場を提供
 - ・クラウドサービス上のデジタルドリルを活用した個に応じた学習や、教科書に掲載されている Q Rコードを読み取り、動画コンテンツを視聴するなどの思考を深める学習などに活用
 - ※ 1人1台の端末整備は令和2年度補正予算により前倒し実施（85億7,800万円）
- 学校における I C T 教育が円滑に進むよう、I C T 教育アシスタント（I C T 支援員）を増員して配置（令和2年度：8人 → 令和3年度：37人）

令和 3 年度

個室化促進改修費等補助金の創設など

③4億7,100万円

（令和 2 年度から継続実施）

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助

③4億 751万円

（令和 2 年度から継続実施）

障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援 ③4億 637万円

・（令和 2 年度から継続実施）

令和 3 年度

学校給食費の無償化

③ 60億500万円 **拡充** (② 77億500万円)

➤ 無償化制度

- ・新型コロナウイルス感染拡大による厳しい社会情勢を踏まえ、令和 2 年度に限り小中学校の全児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととした措置を令和 3 年度も継続実施
- ・令和 4 年度以降の学校給食費の無償化制度については、様々な観点から検討を進め、令和 3 年度の上半期をめどに方針を決定

令和 3 年度

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への上下水道料金の特例減免

③ 71億2,400万円 **新規**

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞が生じ、さらに営業時間短縮要請等により経営状況が非常に厳しくなっている市内飲食店等に対し、安心して事業活動を行えるよう支援するため、令和3年1月から3月に検針を行う水道料金及び下水道使用料の減免を実施

【対象】

大阪市水道局と直接給水契約がある、

- ・酒類を提供している飲食店等
- ・酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等

【特例減免の内容】

令和元年と令和2年の売上額を比較して、

- ・売上額の減収率が50%以上→対象期間の水道料金等を全額減免
- ・売上額の減収率が30%以上50%未満→対象期間の水道料金等を半額減免

令和 3 年度

(参考)感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給

- 令和 2 年度に大阪市内の酒類の提供を行う飲食店等を対象に大阪府が実施した休業要請等にご協力いただいた事業者へ、協力金の本市支給事務を引き続き実施

令和３年度

MICE開催支援事業

③ 11億2,400万円

- ※施設基本使用料半額減免相当額の歳入の減（４億７，４００万円）を含む
- 地域経済活性化への貢献が期待されるMICEの再起動・活性化を推進するため、MICE業界への不安解消策として、感染症対策に対応した施設整備を行うとともに、大阪が安心・安全なMICE開催地であることを積極的に情報発信
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に対応した環境整備
インテックス大阪の換気設備、空調設備の更新
 - ・安心・安全なMICE開催地であることをWeb等で発信
 - 日本最大級の国際展示場であるインテックス大阪で開催される様々なMICEについて、施設基本使用料を半額にし、主催者等の感染症対策経費の負担軽減を図るなど、MICEの大阪での開催を支援
 - ・インテックス大阪の施設基本使用料を半額免除（令和３年４月～令和４年３月）

令和3年度

おおさか観光消費喚起事業

③ 5億5,000万円 **新規**

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況が続く府内観光関連事業者を支援するため、令和2年6月から令和3年1月にかけて「大阪の人・関西の人いらっしやい！」キャンペーンを府市共同で実施（令和2年9月に上限と設定していた20万泊に到達）
- 令和3年度においても、未だ厳しい経営状況が続いている観光関連産業を支援するため、観光に対する需要喚起を図り、府内の観光消費を促進
- 対象となる宿泊プランを利用して府内に宿泊する旅行者に対して、府内の登録店舗で利用できる大阪独自のクーポンを配布する（誘客事業）とともに、府内旅行業者が造成した対象バスツアーを利用して旅行した府民に対し、旅行後に大阪独自のクーポンを配布する（送客事業）キャンペーンを府市共同で実施（府市1：1で負担）
- クーポン還元額の想定は、1人1泊（回）につき3,000円で、全体では30万泊（回）分



令和3年度

大阪文化芸術創出事業

③ 1億5,000万円 **新規**

- 様々なイベントの中止・延期など、新型コロナの影響を受けている大阪の文化芸術団体等の支援及び、大阪にゆかりあるアーティストの公演機会の創出と鑑賞機会の提供を府市共同で実施（府市1：1で負担）
 - ・公演等の自粛を余儀なくされたアーティストや演芸人等に対し、大阪での公演会場費を支援 など
- 会場費支援事業
交付決定数 第1期210件 第2期272件
- 活動推進事業 文化芸術支援プログラム2021として実施
活動創出66公演・鑑賞者数142,810人

令和 3 年度

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給

137億円

(第2回補正)

- 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対し、営業時間短縮協力金及び上乗せ協力金を支給。

子育て世帯生活支援特別給付金の支給

23億 400万円(第3回補正)

- 低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童 1 人当たり一律 5 万円の給付金を支給。

新型コロナウイルス感染症対策設備整備促進事業

46億1,000万円(第3回補正)

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むため、C O 2 センサー、パーティションを購入・設置した市内の飲食店等に対し、購入費を支援（府の支援金（上限10万円）を超える額に対し、10万円を上限に上乗せ支援）

低所得の子育て世帯に対する**子育て世帯生活支援特別給付金** (ひとり親世帯以外)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、
低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います

支給額 児童1人当たり、一律 **5万円**

対象者 **18歳未満の児童(障がいのある児童は20歳未満)の養育者で、**

- ・ 令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
- ・ 令和3年1月以降に家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方(家計急変者)

※年齢: 令和3年3月31日時点

※非課税相当の収入例(年収: 3人世帯で205.7万円以下 4人世帯で255.7万円以下 など)

(申請が**必要**な方)

16歳から18歳未満の児童のみの養育者や、**家計急変者** など

(申請が**不要**な方)

児童手当又は特別児童扶養手当を受給されている非課税の方

令和3年度

買い物応援キャンペーン事業

23億7,800万円(第4回、第16回補正)

- 市内小売店舗等を支援するとともに、新しい生活様式に対応した店舗の利用を促進するため、キャッシュレス決済によるポイント還元を通じた需要喚起策を実施。

キャンペーンの概要

- ・キャッシュレス決済を活用したポイント還元
(還元率：20%、上限：3,000円)
- ・対象：市内全域の「飲食」「宿泊」を除く小売店舗等
- ・キャンペーン期間：1か月間（令和3年12月）



令和３年度

飲食店に対する上乗せ協力金の支給（第6回、第7回、第9回、第10回補正）

- 度重なる営業時間短縮要請や、今般の緊急事態措置（4月25日～5月31日）により多大な影響を受けている市内の飲食店に対し、協力金を支給。（日額1万円～2万5千円を府の協力金に上乗せ）
70億4,300万円（第6回補正予算）
- 緊急事態措置の延長（6月1日～6月20日）に伴い、市内の酒類提供飲食店に対し協力金を支給。（日額1万円～2万5千円を府の協力金に上乗せ）
39億円（第7回補正予算）
- まん延防止等重点措置に基づく営業時間短縮要請（6月21日～7月11日）に伴い、市内の飲食店等に対し協力金を支給。（府の協力金の日額が3万円～3万9千円の場合に、4万円との差額（日額1千円～1万円）を上乗せ）
63億9,500万円（第9回補正予算）
- 営業時間短縮要請の継続（7月12日～8月1日）に伴い、市内の飲食店等に対し協力金を支給。（府の協力金の日額が3万円～3万9千円の場合に、4万円との差額（日額1千円～1万円）を上乗せ）
60億6,400万円（第10回補正予算）
- 緊急事態措置（8月2日～8月31日）に伴い、多大な影響を受ける市内の酒類提供飲食店に対し協力金を支給。（日額1万円～2万5千円を府の協力金に上乗せ）
57億4,000万円（第10回補正予算）
- 緊急事態措置（9月1日～9月30日）に伴い、多大な影響を受ける市内の酒類提供飲食店に対し協力金を支給。（日額1万円～2万5千円を府の協力金に上乗せ）

令和3年度

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

79億1,700万円(第8回補正)

- 感染症の影響が長期化することに伴い、生活困窮する世帯に支援金を支給。
 - ・対象
社会福祉協議会が行う緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（借入限度額に達している世帯や再貸付不承認とされた世帯）※国が定める収入等の要件を満たす必要あり
 - ・支給額（月額）
 - 〈国基準〉単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - 〈本市独自加算〉世帯人員4人目以降1人につき2万円（上限10万円）

令和 3 年度

子育て世帯への臨時特別給付事業

39億7,000万円(第8回補正)

- ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給。

令和 3 年度

子育て世帯への臨時特別給付事業

(第13回、第14回補正)

- 児童を養育している者の年収が9 6 0万円以上（※ 1）の世帯を除き、0歳から高校3年生までのこどもたち（※ 2）に1人当たり5万円の現金を支給。

1 7 7 億 5 0 0 万円（第13回補正予算）

（※ 1）扶養親族等が児童2人と年収1 0 3万円以下の配偶者の場合の目安

（※ 2）平成1 5年4月2日から令和4年3月3 1日までの間に出生した児童

- 1 0万円を一括して現金支給するため、対象のこども1人当たり5万円の給付金を追加。

1 7 4 億 5 , 1 0 0 万円（第14回補正予算）

令和3年度

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

580億1,100万円(第14回補正)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を支給するもの。

- 想定世帯数 約57万4,200世帯

【スケジュール】

令和4年1月18日 コールセンター開設及び専用HP開設

2月1日 区役所窓口開設

2月6日 申請書類等順次送付開始

2月25日 給付金支給開始

6月1日 令和4年度の非課税世帯へもプッシュ型で支給することとする運用改善

9月30日 申請期限

12月31日 支給決定期限

令和5年3月31日 事業終了予定

令和 3 年度

所得減少世帯に対する臨時特別給付金 58億1,300万円(第15回補正)

- コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少しているにも関わらず、国の制度である非課税世帯向け臨時特別給付金を受けることができない課税世帯に対し、本市独自の支援策として1世帯当たり10万円を支給するもの

【対象】(想定世帯数 約5万7,000世帯)

- ①基準日(令和3年12月10日)において本市の住民基本台帳に記録されている世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少したこと
- ③すべての世帯構成員の所得の合計について、令和元年に比して令和2年の所得が3割以上減少していること
- ④住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象世帯でないこと

令和4年度

新型コロナ受診相談センターの運営 ④13億1,600万円(③8億400万円)

(令和2年度から継続)

45億1,600万円(第4回補正)

PCR検査体制の継続 ④83億7,200万円(③96億6,800万円)

(令和2年度から継続)

33億4,900万円(第4回補正)

保健所等における健康観察体制の強化など

④16億300万円(③9億8,000万円)

(令和2年度から継続)

43億7,200万円(第4回補正)

新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業

④22億5,600万円(③18億5,100万円)

(令和2年度から継続)

61億7,400万円(第4回補正)

令和4年度

新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担

④41億5,000万円(③4億5,700万円)

(令和2年度から継続)

21億6,000万円(第4回補正)

新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金

④13億8,000万円(③6億6,000万円)

(令和2年度から継続)

82億5,000万円(第1回補正)

新型コロナウイルスワクチン接種事業

④116億8,300万円(③167億3,000万円)

(令和2年度から継続)

令和4年度

学校教育ICT活用事業 ④ 65億8,900万円 **拡充** (③ 53億2,800万円)

- ICT機器を活用し、個別学習や協働学習の充実を図るとともに、子どもの個性や状況に応じた学びを推進
 - ・1人1台の学習者用端末を、普段の授業や家庭学習などで日常的に活用し、多様な学習の機会と場を提供
 - ・クラウドサービス上のデジタルドリルや協働学習支援ツールを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進
- 危機管理対応下での学びの保障の重要性に鑑み、すでに各教員が習得したオンライン学習のノウハウを高め、効果的な学習活動を進めていくほか、日常的にアプリケーション等を活用するなど、ICTを活用した学習指導の充実を図るため、ICT教育アシスタントを増員して配置（令和3年度：37人→令和4年度：65人）

令和４年度

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事業

④ 29億5,800万円
8億4,800万円(第2回補正)

(令和３年度から継続実施)

令和4年度

個室化促進改修費等補助金の創設など

④2億5,482万円

(令和2年度から継続実施)

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助

③2億3,282万円

(令和2年度から継続実施)

障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援

④4億1,269万円

46億4,700万円(第2回補正)

(令和2年度から継続実施)

令和4年度

所得減少世帯・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

④ 524億3,600万円

※当初予算額に、令和3年度3月補正予算の繰越分（498億4,400万円）を含む

➤ 所得減少世帯に対する臨時特別給付金 ④ 61億2,800万円

※当初予算額に、令和3年度3月補正予算の繰越分（57億2,400万円）を含む

・コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい「課税世帯」に対し、本市独自の支援策として1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給

【対象世帯】

・基準日（令和3年12月10日）時点で本市の住民基本台帳に記録されている世帯であって、世帯全員の所得の合計について、令和2年分が令和元年分に比して30%以上減少している世帯
（住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（国の制度）の対象世帯を除く）

【申請期限】

・令和4年9月30日

➤ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④ 463億800万円

※当初予算額に、令和3年度3月補正予算の繰越分（441億2,000万円）を含む

・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給

【対象世帯】

・基準日（令和3年12月10日）において住民基本台帳に記録されている者であって、世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯については、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は除く。）
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【申請期限】

・令和4年9月30日

令和4年度

学校給食費の無償化

④ 64億6,600万円(③ 60億500万円)

- 新型コロナウイルスの収束が見通せない中、経済的影響を受けた保護者等の負担軽減として、全児童生徒(小中学校等)の保護者等から学校給食費を徴収しないこととした措置について、令和4年度も継続
- ・ 令和5年度以降の学校給食費の無償化制度については、引き続き様々な観点から検討

国内旅行消費喚起事業

④10億円 **拡充** (③ 5億5,000万円)

- 大阪府と共同で、観光に対する需要喚起を図り、特別な旅づくりにより集客を促進するとともに、府内での消費を促すことで、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続く観光関連事業者等を支援
- 大阪独自のクーポン等の配布に加え、観光資源の魅力を引き出す期間限定の魅力的なプレミアム感のある体験コンテンツ(特別な旅づくり)を実施するなど、大阪の魅力を全国へ発信

令和4年度

大阪文化芸術創出事業

④ 3億円 **拡充** (③ 1億5,000万円)

- 様々なイベントの中止・延期など、新型コロナの影響を受けている大阪の文化芸術団体等の支援、及び大阪にゆかりあるアーティストの公演機会の創出と鑑賞機会の提供を大阪府と共同で実施(府市1:1で負担)
- 会場費支援事業(令和4年10月31日現在)
文化芸術活動に影響を受けているアーティストや演芸人などに対し、舞台公演・作品展示などの実施にかかる費用の一部について、予算規模を拡充のうえ引き続き支援
交付決定数 第1期281件 第2期314件 第3期324件
- 活動推進事業
大阪にゆかりのあるアーティスト・演芸人・楽団・劇団等による公演を実施し、公演機会や活動の場をさらに創出するとともに、市民の方に文化芸術の鑑賞機会を提供
9月から順次プログラムを実施中

令和4年度

大阪城天守閣を中心とした集客促進事業(90周年記念事業)

④2億6,300万円 **新規**

- 大阪城天守閣の復興90周年を締めくくるイベントを、市民や各種団体、事業者等の参加を得て開催することで大阪への集客を促進し、コロナからの復興の機運を醸成

＜大阪城天守閣復興90周年記念イベント「大阪城夢祭」＞

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動は大きな影響を受け、観光産業においても甚大な打撃を被ったため、大阪城天守閣の復興90周年を締めくくるイベントを大阪城公園全域で開催し、新しい生活様式の実践はもとより、多様性の尊重など、今現在の社会に求められる新たな概念や価値観を取り入れ、先駆的かつ創造的な取り組みとなるよう工夫をしながら、コロナ感染症からの復興の機運を醸成するとともに、全国から集客を図り、大阪観光産業の復興を図ることを目的とする。

- ・実施内容：大阪城天守閣復興90周年記念イベント「大阪城夢祭」の開催
- ・実施期間：令和4年10月15日～23日

＜「大阪・尼崎・岸和田 三城同盟 参城キャンペーン」＞

新型コロナウイルスの終息を見据えて、大阪の観光におけるシンボリックな存在である大阪城を核とし、縁のある城郭と連携し、それぞれの関係性をふまえたキャンペーンを実施。それにより大阪城天守閣の入館者を呼び戻すとともに、市民や近隣の人々の外出や移動を促し、大阪市に観光客を誘引する。

- ・実施内容：「大阪・尼崎・岸和田 参城キャンペーン」スタンプラリーの実施
- ・実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（予定）

令和 4 年度

(参考)大阪府飲食店等に対する営業時間短縮協力金に係る上乗せ協力金

- 大阪府が実施した営業時間短縮要請等にご協力いただいた飲食店等に対して、令和 3 年度に受付した上乗せ協力金の支給事務を引き続き実施

令和4年度

商品券を活用した需要喚起事業

107億6,200万円(第2回、第6回補正)

- 市内小売店舗等への支援として、プレミアム付き商品券の発行を通じた需要喚起策を実施

商品券の概要

- ・額面総額：1口13,000円分（販売価格10,000円＋プレミアム分3,000円）
- ・購入上限：1人あたり4口まで購入可能
- ・対象店舗：市内の登録店舗（飲食店、宿泊施設、旅行業等を除く）
- ・利用期間：令和4年11月～令和5年2月（予定）

上下水道料金の減額による市民生活への支援

78億3,900万円(第2回補正)

- 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰などの影響を受けている市民等に対し、生活支援として上下水道料金に係る基本料金を減額

令和4年度

子育て世帯生活支援特別給付金

46億8,500万円(第3回補正)

- 国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に基づき、低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給

（参考）新型コロナウイルス感染症対策に おける財政規模<一般会計>

令和2年度予算(当初+補正)

＜一般会計＞大阪市新型コロナウイルス感染症緊急対策における財政規模（令和3年3月現在）

	歳 出	特 定 財 源			一般財源
		国庫支出金	府支出金	その他	
令和元年度	5 億円	1 億円	0 億円	△2 億円	6 億円
当初予算（学校給食費の無償化）				△77 億円	77 億円
第1回（急務）	休業要請支援金	93 億円			93 億円
第2回（急務）	特別定額給付金	2,773 億円	2,773 億円		
第3回（急務）	感染拡大防止の取組。生活に困っている方への支援など	213 億円	100 億円	7 億円	106 億円
第4回（急務）	ひとり親世帯への臨時特別給付金	34 億円	34 億円		
第5回	営業時間短縮協力量＜大阪・ナミ地区の一部区域＞（8月6日～8月20日）	22 億円		11 億円	11 億円
第6回	感染拡大防止の取組。生活に困っている方への支援など	196 億円	32 億円	27 億円	△7 億円
第7回	地方創生臨時交付金の計上		236 億円		△236 億円
第9回	営業時間短縮協力量＜北・中央区＞（11月27日～12月15日）	150 億円		88 億円	62 億円
第10回（急務）	営業時間短縮協力量＜市内全域＞（12月16日～12月29日）	422 億円		278 億円	144 億円
第11回（急務）	営業時間短縮協力量＜市内全域＞（12月30日～1月11日）	389 億円		253 億円	136 億円
第12回（急務）	新型コロナウイルスワクチン接種事業	15 億円	15 億円		
第13回	感染拡大防止の取組。社会経済活動の回復に向けた取組など	179 億円	52 億円	45 億円	△25 億円
	地方創生臨時交付金の計上		125 億円		△125 億円
	執行状況の積算等による減額	△69 億円	△29 億円	△10 億円	△30 億円
小 計	4,416 億円	3,339 億円	697 億円	△32 億円	413 億円
計	4,416 億円	3,339 億円	697 億円	△109 億円	489 億円
令和元年度・令和2年度 合計	4,421 億円	3,340 億円	697 億円	△111 億円	495 億円

※ 臨時調整の開催上、合計と内訳が一致しない場合がある

令和3年度当初予算

新型コロナウイルス感染症対策関連経費 一覧表

区分/内訳	事 業	事業費	内訳額等 (本年負担)
①感染拡大防止の取組		36,459	8,063
経費	スロー・リカバリー支援（生活困窮者に対する支援）	397	103
	感染症拡大防止に対する補助（介護施設・福祉・社会福祉施設等）	491	6
	感染症拡大防止に対する補助（介護施設・福祉・社会福祉施設等）	420	4
	事業継続のための支援（介護・福祉・社会福祉施設等）	406	65
	福祉・文化区分認定事業費	77	77
経費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	16,730	
	P・C・R検査体制の充実	9,643	4,881
	新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配慮サービス事業	1,850	0
	保健所等における健康観察体制の強化など	1,059	89
	新型コロナウイルス相談センターの運営	804	0
経費	新型コロナウイルス感染症患者入退院支援協力金	660	660
	新型コロナウイルス感染症患者入退院支援協力金	457	115
	児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業	1,540	776
	新型コロナウイルス流行下における児童福祉施設対策事業	436	218
	児童・学生放課後事業（3密回避のための活動室を確保）	140	101
経費	こひの里の強化事業補助金	68	0
	学校教育ICT活用事業	527	527
	平方向上支援（第9・9支援事業）	313	209
	スクールサポートスタッフ派遣事業	272	202
	学校保健推進事業	56	28
②生活に困っている方への支援		595	6,295
経費	中小企業支援のためのITサポート提供（認定者）にかかる費用	40	40
	外国人労働者の相談窓口の体制強化	13	6
	生活保護相談窓口の体制強化等	313	179
	生活困窮者自立支援事業の体制強化	185	46
	一時的な生活困窮者に対する生活支援	30	8
経費	生活保護受給者等に対する生活支援	5	5
	新型コロナウイルス感染症対策における臨時予防接種補助事業	8	5
	学校教育ICT活用事業	0	6,005
③社会経済活動の回復に向けた取組		8,637	9,360
経費	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への上下水道料金特別減額措置	7,124	7,124
	（IC）労働者支援事業（インフラの整備・基本使用料の半額免除 など）	650	1,373
	ふるさと観光振興事業	550	550
	（大阪府）観光・文化・スポーツによる観光振興（観光振興事業の支援）	150	150
	（文化芸術団体等）への支援（文化芸術活動の促進等）の助成	70	70
経費	大阪府観光振興基金交付金（中小企業・X加速化支援事業 など）	63	63
	国和道徳教育推進事業（国和道徳教育推進事業）	27	27
	大阪・堺・大田区（国和道徳教育推進事業）	4	4
	国和道徳教育推進事業（国和道徳教育推進事業）	3,721	3,677
	色別費（市民利用施設等における感染対策に関する経費）	3,721	3,677
合 計 ①+②+③+④		49,413	27,394

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対策

令和3年度予算(当初+補正)

＜一般会計＞新型コロナウイルス感染症対策における財政規模（令和4年3月現在）

（単位：億円）

		歳 出	特 定 財 源			一般財源	
			国庫支出金	府支出金	その他		
令和元年度		5	1	0	△ 2	6	
令和2年度		3,599	3,315	252	△ 110	142	
令和3年度（見込）		2,438	1,673	171	△ 64	659	
歳 入 予 算	当初予算	感染症拡大防止の取組、社会経済活動の回復に向けた取組など	494	233	51	△ 64	274
	第2回	商業向け補助金等市内全域（令和3年3月1日～3月31日）	137	50			87
	第3回（急増）	子育て世帯生活支援特別給付金の支給、感染症対策支援給付金等事業	69	23			46
	第4回	患者受入病院拡充協力金、買い物支援キャンペーン事業など	159	10			149
	第6回	酒類販売店への支援（4月23日～5月31日）	70				70
	第7回（急増）	酒類販売店への支援（6月1日～6月30日）	39				39
	第8回（急増）	新型コロナウイルスワクチン接種事業、本誌読者自立支援金の支給など	172	169			3
	第9回（急増）	飲食店等への支援（6月23日～7月11日）	64				64
	第10回	飲食店等への支援（7月12日～8月31日）、患者受入病院拡充協力金	236				236
	第11回	新型コロナウイルスワクチン接種事業	105	105			
	第12回	新型コロナウイルスワクチン接種事業、患者受入病院拡充協力金など	133	51			82
	第13回	子育て世帯への臨時特別給付事業	177	177			
	第14回（急増）	子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	755	755			
	第15回	所得減少対策に対する臨時特別給付金、学校の感染症拡大防止対策など	64	3			61
	第16回	地方創生臨時交付金の追加		145			△ 145
執行状況の調査等による減額		△ 429	△ 51	△ 4		△ 374	
予 備 費	まん延防止等重点措置における飲食店見回り調査等業務	1				1	
繰上支出金	商業向け補助金など	192	3	124		65	
令和元年度～令和3年度 合計		6,042	4,989	423	△ 176	806	

※ 毎年度別の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある

令和4年度当初予算

新型コロナウイルス感染症対策関連施策の一覧表

	歳出	国庫支出金	府支出金	その他	経費削減（※）
①感染防止の取組	37,208	20,770	6,337	203	18,008
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	11,883	31,383	0	0	0
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	8,546	4,143	0	0	4,399
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	4,337	1,469	1,872	0	1,007
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	4,103	2,111	0	0	1,992
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	2,330	0	1,239	0	0
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	1,042	0	1,802	0	0
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	1,083	0	0	0	1,083
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	1,228	0	1,218	0	0
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	576	188	0	0	408
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	629	0	0	0	629
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	1,183	173	0	0	1,010
②生活に困っている方への支援	6,111	6,081	305	△0,468	7,150
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	2,183	2,183	0	0	137
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	2,183	2,183	0	0	0
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	434	0	0	0	434
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	230	0	272	0	87
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	239	23	239	0	60
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	0	0	0	△0,468	0,468
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	111	10	34	0	80
③社会経済活動の回復に向けた取組	1,091	0	0	0	1,091
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	1,091	0	0	0	1,091
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	103	0	0	0	103
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	183	0	0	0	183
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	128	0	0	0	128
④その他	7,568	46	0	0	7,522
感染症対策（新型コロナウイルス）対策事業	2,183	46	0	0	2,137
合計	47,660	26,900	6,642	△0,468	21,306

令和4年度予算(当初+補正)

《一般会計》新型コロナウイルス感染症対策・物価高騰対応における財政規模
(令和4年11月現在)

(単位:億円)

		歳 出	特 定 財 源			一般財源
			国庫 支出金	府支出金	その他	
令和4年度(見込)		1,426	737	229	△ 62	522
当初予算	感染防止の取組、 生活に困っている方への支援など	477	259	66	△ 62	214
補 正 予 算	第1回 患者受入病床拡充協力金	83				83
	第2回 商品券を活用した需要喚起事業、上下 水道料金の減額による市民生活への支 援など	199	8	46		145
	第3回 子育て世帯生活支援特別給付金	47	47			
	第4回 受診相談センターの運営、保健所にお ける健康観察体制の強化など	206	49	116		40
	第5回 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支 援給付金	318	318			
	第6回 商品券を活用した需要喚起事業(追加 発行)	42				42
	第8回 新型コロナウイルスワクチン接種事業	55	55			

※ 端数調整の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある

V その他

新公会計制度の導入

①分野： -

②タイプ
☐ 政策イノベーション
☒ 執行の刷新

③改革スタイル
☐ 投資・予算
☒ 条例・規則・運用ルール
☐ 組織・経営形態
☐ 権限移譲

④担当部局
市 会計室

⑤時期
2015年度（導入）

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
旧来の官庁会計である現金主義・単式簿記は、次のような課題を抱えている。 ・資産・負債に関するストック情報が不十分 ・減価償却費等のコスト情報が不十分 ・財務情報の開示に関する一定のルールがなく、説明責任を果たせない ・予算（Plan）と執行（Do）が重視され、検証（Check）や見直し（Action）が十分ではない	全国的にも先進性の高い大阪府と同様の新公会計制度（発生主義・複式簿記・日々仕訳）を導入する。 財務諸表を作成し、従来の官庁会計では見えにくかったストック情報やコスト情報を明らかにする。 各事業部門が自ら財務諸表を分析し、フルコスト情報等を把握して事業の分析や改善に生かせるよう、職員一人ひとりの能力を向上させる。	・財務諸表作成基準等の策定 ・システム改修の実施 ・事業別財務諸表の作成単位の決定 ・新公会計制度や財務諸表の基礎知識等に関する職員研修の実施 ・上記の財務諸表作成基準等に基づく資産・負債の評価及び公有財産台帳の整備 ・市民・議会・投資家等に対し、より詳細な財務情報の公開 ・財務諸表の全市的な活用に向けた環境の整備	・職員研修の実施実績 4,400人(2013年度) 12,500人 (2014～2017年度) 6,700人 (2018～2021年度) (各課長級、会計事務従事職員、新規採用者などを対象) ・2015年度 政令市初の本格的な新公会計制度の運用を開始 開始BSの作成・公表 ・2016年度～ 財務諸表の作成・公表 決算の要点等を市民向けに分かりやすくまとめた解説資料の作成・公表 活用方策(財務諸表等の汎用的な活用例や施策・事業のフルコスト検証シートなど)の作成・周知

市税・使用料の減免措置の見直し

- ①分野： -
- ②タイプ
- ☐ 政策イノベーション
 - ☒ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
- 市 財政局・契約管財局
- ⑤時期
- 2012年度～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)																						
市税や不動産使用料・貸付料の減免措置を通じた財政的支援については、その目的と減免額(支援額)を明らかにして透明性を確保する必要がある。 また、本来の目的とは異なる名目での隠れた支援や見えにくい支援は、排除していく必要がある。	市税、不動産使用料等の減免措置について、減免(財政的支援)の目的と減免額(支援額)を公表する。 また、減免(財政的支援)の必要性を再点検するとともに、その効果を検証する。	・減免措置状況の公表 ・減免措置の見直しの実施 (2012年度) (2015年度) (2016年度)	・市税の減免措置の見直し →減免項目88件中、 <table><tr><td>(2012～2013年度)</td><td>(2012～2017年度)</td></tr><tr><td>・廃止61件</td><td>・廃止62件</td></tr><tr><td>基準等見直し11件</td><td>基準等見直し11件</td></tr><tr><td>・減免額</td><td>・減免額</td></tr><tr><td>見直し前15.0億円</td><td>見直し前15.0億円</td></tr><tr><td>→見直し後10.6億円</td><td>→見直し後6.3億円</td></tr></table> ・不動産使用料の減免措置の見直し →減免件数1,424件中、 <table><tr><td>(2012～2013年度)</td><td>(2012～2014年度)</td></tr><tr><td>・減免率見直し・減免 廃止97件</td><td>・減免率見直し・減免 廃止198件</td></tr><tr><td>・減免額</td><td>・減免額</td></tr><tr><td>見直し前72.7億円</td><td>見直し前72.7億円</td></tr><tr><td>→見直し後70.5億円</td><td>→見直し後58.8億円</td></tr></table> ※全項目一覧は下記を参照。 ・付属資料2(市税の減免措置の見直し) ・付属資料3(使用料の減免措置の見直し)	(2012～2013年度)	(2012～2017年度)	・廃止61件	・廃止62件	基準等見直し11件	基準等見直し11件	・減免額	・減免額	見直し前15.0億円	見直し前15.0億円	→見直し後10.6億円	→見直し後6.3億円	(2012～2013年度)	(2012～2014年度)	・減免率見直し・減免 廃止97件	・減免率見直し・減免 廃止198件	・減免額	・減免額	見直し前72.7億円	見直し前72.7億円	→見直し後70.5億円	→見直し後58.8億円
(2012～2013年度)	(2012～2017年度)																								
・廃止61件	・廃止62件																								
基準等見直し11件	基準等見直し11件																								
・減免額	・減免額																								
見直し前15.0億円	見直し前15.0億円																								
→見直し後10.6億円	→見直し後6.3億円																								
(2012～2013年度)	(2012～2014年度)																								
・減免率見直し・減免 廃止97件	・減免率見直し・減免 廃止198件																								
・減免額	・減免額																								
見直し前72.7億円	見直し前72.7億円																								
→見直し後70.5億円	→見直し後58.8億円																								

外郭団体改革（その1）

①分野： -

- ②タイプ
- ☐ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新

- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☐ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲

④担当部局
市 総務局

⑤時期

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・「民間でできることは民間に」という市政改革の方針に沿って、外郭団体のあり方や市としての関与を抜本的に見直す	【外郭団体の必要性の精査】 (2012～2019年度) ・外郭団体への資金的関与(出資・出えん)や人的関与(役職員の派遣)が本市の施策目的を達成する上で真に必要なかどうかを改めて精査し、その結果に基づき、廃止、民営化、広域化などの見直しを行う	・「外郭団体見直しの方向性について」策定(2012年7月) ・「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」制定(2013年3月) ・「同条例施行規則」制定(2013年7月) ・「大阪市外郭団体指定に関する基準について」制定(2013年7月) ・「外郭団体関与・監理見直し計画」策定(2014年2月) ・「外郭団体関与・監理見直し計画(更新版)」策定(2015年2月) ・「外郭団体の方向性について」策定(2017年3月) ・行政目的・施策の達成のための実効性のある監理を目指して、2020年度からの新たな外郭団体等の監理の仕組みを構築し、「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱」及び「大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程」を制定(2020年1月)。同規程に基づき、外郭団体の必要性を精査。	・2014年4月1日現在で、2011年度と比較して48.6%の減 72団体→37団体(▲35団体) ・2014年4月1日現在で、2005年度と比較して74.7%の減 146団体→37団体(▲109団体) ・2015年3月末現在、32団体 ・2016年3月末現在、27団体 ・2018年3月末現在、26団体 ・2020年3月末現在、14団体
(次頁に続く)			

外郭団体改革（その2）

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
(前頁からの続き)	【外郭団体との随意契約の見直し】 (2012～2014年度) ・外郭団体との競争性のない随意契約について、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう、徹底した見直しを行う	・「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」策定 (2012年7月)	・2013年度決算において、2010年度決算と比較して、金額は87.5%の減 321億円→40億円 (▲281億円) 件数は94.2%の減 325件→19件 (▲306件) ・2014年度決算において、2010年度決算と比較して、金額は88.8%の減 321億円→36億円 (▲285億円) 件数は96.0%の減 325件→13件 (▲312件)

都市計画道路・公園等の見直し

- ①分野： まちづくり
- ②タイプ
 - ☐ 政策イノベーション
 - ☒ 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
 - 市 計画調整局
- ⑤時期
 - 2012年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・2012年4月時点で、都市計画道路は総延長約450kmのうち約85km(約19%)、市営の都市計画公園・緑地は総面積約992haのうち約133ha(約13%)が事業未着手であった。 ・本市の厳しい財政状況の中、現計画の道路や公園・緑地の整備には事業の長期化が予想され、計画区域内の建築制限の長期化が懸念された。	・都市計画道路や公園・緑地が主に決定された高度成長期からの社会経済状況の変化を踏まえて、事業未着手の計画について整備の必要性を改めて検証し、真に必要と判断されるもの以外は計画の見直しを行うこととした。	・都市計画道路については、事業未着手路線である延長約85kmのうち、約40%に相当する延長約34kmについて、計画を見直した(2013.4実施) ・都市計画公園・緑地(市営)については、未着手である面積約133haのうち、約56%に相当する面積約74haについて、計画を見直した(2014.4実施)	・都市計画道路については、今後必要と見込んでいた事業費及び必要年数の削減効果が見込める (9800億⇒5700億 △4,100億円) (70年以上⇒約30年) ・都市計画公園・緑地については、今後必要と見込んでいた事業費及び必要年数の削減効果が見込める (4140億⇒460億 △3,680億円) (240年⇒約30年) ・見直しにより、長期化してきた建築制限が解除された。

条例・審査基準の見直し

- ①分野： 規制緩和
- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
- 市 市政改革室
 - 政策企画室
 - 総務局
- (規制・サービス改革部会)
- ⑤時期
- 2013年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・大阪が再び力強く成長する都市となるためには、これまでの仕組みを大きく転換し、不必要な規制等があれば緩和・撤廃していくなど、民間の活動を促進する環境等を整備していく必要。 ・市の条例や規則についても、業規制の観点から、規制緩和について検討が求められていた。	・府市統合本部のもとに設置した「規制・サービス改革部会」において、条例・審査基準の点検を実施。	・2013年度の取組みにおいて、規制条例（109）、審査基準（443）を対象に、部会から各所属に対して、国基準や政令市との比較・点検を依頼するとともにヒアリングを実施し、見直し（5条例等12項目、6審査基準）を行った。 【見直しを行う項目】 ・5条例等12項目 ⇒建築物における駐車施設の附置に関する条例など ・6審査基準 ⇒指定外・区域外就学の許可基準を見直し等 ・2017年度も、規制条例（171）等を対象に同様の取組を実施し、1条例の廃止等を行った。	・例えば、駐車場附置義務条例の緩和については、既存駐車施設の有効利用や、店舗事業者等の建築物の建替えの促進などが今後期待されるなど、業規制の観点での緩和を行うことで、大阪の産業の活性化等につながる。 ・これらの取組みによって条例等による不必要な規制は解消された。今後は各所属のマネジメントにより継続的に所管条例等の点検を実施する。

条例名	改善内容	期待される効果
建築物における駐車施設の附置に関する条例	・建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置義務及び基準（建築物を建築する際に必要な駐車場 1 台当たりの床面積）のほか、建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置義務及び基準や、駐車施設等の附置の特例措置。 ⇒25年度実施の実態調査結果に基づき、改正（緩和）済み	供給過剰となっている都心部の既存駐車施設の有効利用が図られ、将来の駐車施設の需給バランスが是正される。
普通河川管理条例	・河川敷地に設置した工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可（占用許可制の廃止）のほか、許可が得られない場合の撤去及び原状回復義務、行為の許可にあたって立てた保証人の連帯責任、許可の取消等による損害に対する補償を行わない旨の規定、沿岸地使用者による河川の損害防止工事等の実施の権限及び同工事を本市が委託施工した場合の手数料の納付等、行為の許可を受けた者の義務の不履行に対する代執行。 ⇒改正済み（規定の緩和）	・他水準に緩和したことにより、手続きの簡素化など事業者等への負担感の軽減が図られる。
その他にも、以下の条例・規則の改正等を行った。 -大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例（記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料（1,000円以下）） ⇒改正済み（削除） -大阪市自動車運送乗車料条例（記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料（1,000円以下）） ⇒改正済み（削除） -印鑑条例施行規則（登録の申請（印鑑登録申請書の記載事項に「本籍地又は国籍」「世帯主氏名」を設定）） ⇒改正済み（削除） -大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例 ⇒ 廃止済み		

審査基準名	改善内容	期待される効果
駐車施設等承認／ 共同駐車場指定	・建築物敷地から敷地外駐車場までの距離について規定 ・共同駐車場の承認の条件（対象規模）を規定。 ⇒前頁の条例改正にあわせ、改正（緩和）済み	・駐車場を確保する際の店舗等と駐車場の距離範囲を大阪市のバス停勢圏（直線距離 350m、徒歩7～8分以内）にすることにより、周辺の既存駐車場の有効活用を図り、「グランドデザイン・大阪」において「人」を重視した「自動車を抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」の実現に向けたまちづくりを促進する。
小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可	・児童・生徒の学校指定の変更（指定外就学）・区域外就学の許可については、教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限ると定めている。 ⇒改正済み（学校選択制導入に伴う変更）	・指定外・区域外就学の許可基準を見直し、学校選択制を導入したことにより、次の点について効果が期待できる。 ①子どもや保護者が学校を選択することができること。 ②子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心をもち、より積極的に関わろうとすることが期待できる 等
その他にも、以下の審査基準を改正した。 -工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可（普通河川管理条例にかかる改正（9条の削除）に関わり、同条に基づく審査基準についても改正（条例改正については前頁参照） ⇒改正（廃止）済み -化製場外における処理禁止の特例の許可化（製場外における処理禁止の特例許可申請について、原則許可しない旨定めている） ⇒改正（緩和）済み -行政財産の目的外使用許可（使用を許可することができる範囲の基準として、「隣接」を要件としているほか、使用を許可しない相手方の基準として、「市内又は近接市町村に住所又は事務所を有しない者」と定めている） ⇒改正済み（隣接要件・地域要件の規定削除）		

市政情報の見える化（オープン市役所など）

- ①分野： 雇用／産業
- ②タイプ

☐ 政策イノベーション
 ☒ 執行の刷新
- ③改革スタイル

☐ 投資・予算
 ☒ 条例・規則・運用ルール
 ☐ 組織・経営形態
 ☐ 権限移譲
- ④担当部局

市 政策企画室
- ⑤時期

2012年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・市政運営の透明性を確保するとともに、市民との情報共有を一層進める必要がある。 ・例えば、重要事項の意思決定の場である政策会議（現・戦略会議）等について、会議自体は非公開で開催しており、大阪市の方針や施策の決定にあたり、具体的にどのような議論が行われているか（プロセス）までは公表していなかった。 （議事要旨・資料は事後ホームページに掲載）	・施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」することにより、市政運営の透明性の確保と、市民の市政参加の促進を図り、市民本位の開かれた市政を実現する。	・「オープン市役所」として、施策プロセスの情報公開にかかる4つの柱を定めた。 ①施策プロセスの見える化 - 施策カルテの作成（施策の概要、きっかけは何か、今後の予定など） - 戦略会議・副首都推進本部会議などの庁内会議内容の公表（プレスオープン及び事後の公表） - 要綱・要領等の公表 ②予算編成過程の公表（予算編成の基本的な考え方や各所属の予算要求状況、市長ヒアリングなど） ③公金支出情報の公表（支払日、支払額、支払内容など） ④市民の声の見える化（原則、全件公表） ・上記の取組み以外に、大阪市特別顧問及び特別参与の職務実施状況について、府と同様に別途公表。	・市政の透明性や、市民との情報共有が一層高まり、市民本位の開かれた市政の実現に向け前進した。 大阪市がどのように施策を決定し進めていくのかわかりやすいと肯定的に答えた市民の割合 2012年度 56% 2013年度 60% 2014年度 59% 2015年度 59% 2016年度 76% 2017年度 72% （市政モニターアンケートより） ・公開で実施した戦略会議の回数 2012年度：17件/ 18件 2013年度：10件/ 14件 2014年度：8件/ 13件 2015年度：4件/ 5件 2016年度：7件/ 9件 2017年度：3件/ 5件 2018年度：2件/ 4件 2019年度：6件/ 8件 2020年度：3件/ 4件 2021年度：3件/ 3件

生活保護の適正実施

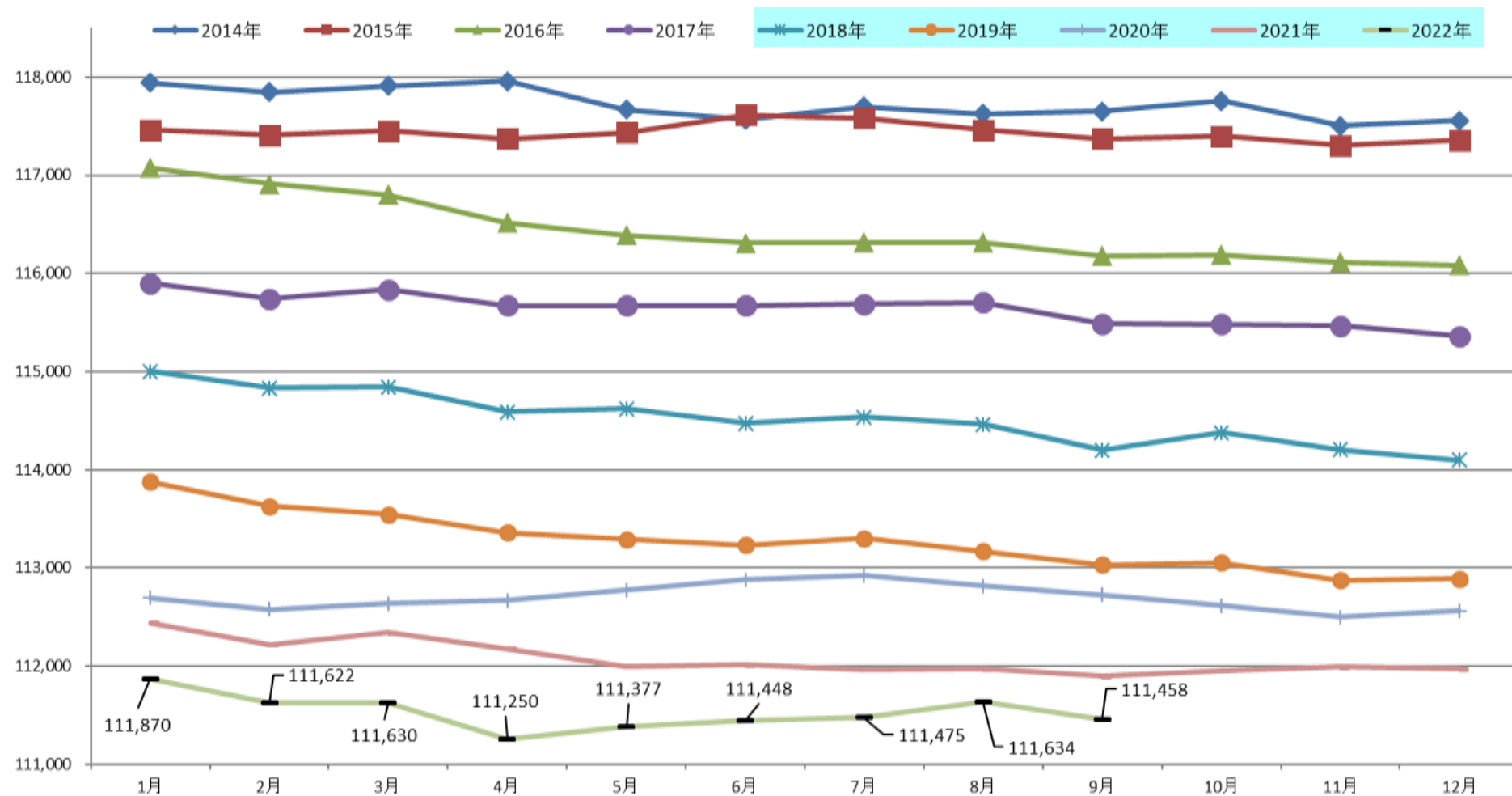
- ①分野： -
- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
- 市 福祉局
- ⑤時期
- 生活保護行政特別調査
プロジェクトチームの設置
(2009年9月)以降順次実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・2013年に改正された生活保護法では、これまでの本市の提案・要望事項が数多く盛り込まれた。しかしながら、医療費の一部自己負担の導入、高齢者向けの新たな生活保障制度の創設、不正受給対策推進のための福祉事務所のさらなる権限強化など、法改正に反映されなかった要望事項や法改正後、新たに発生した課題等が存在するため、さらなる制度改正が必要である。	【生活保護制度の抜本的改革】 ・国への制度改革提案・要望 【生活保護の適正化に向けた取組の推進】 ・不正受給対策 ・医療扶助の適正化 ・就労自立支援	・市独自の抜本的改革提案をはじめ、あらゆる機会を通じて国に対して制度改革提案・要望を実施 ・不正受給調査専任チームを全区に設置 ・被保護者への適正受診支援事業に取り組み、医療扶助を適正化 ・総合就職サポート事業 ・ハローワークの常設窓口を区役所に設置	・2018年通常国会において改正法案が審議され、生活保護法が改正された。 ・被保護世帯 2015年7月から2022年9月まで86カ月連続で対前年同月比マイナス ・生活保護費 予算額は2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にプラスに転じたが、2013年度以降は対前年度比マイナス傾向である。(予算額) 2020年度 2,741億円 2021年度 2,779億円 2022年度 2,730億円 (2012年度→2022年度 ▲240億円)

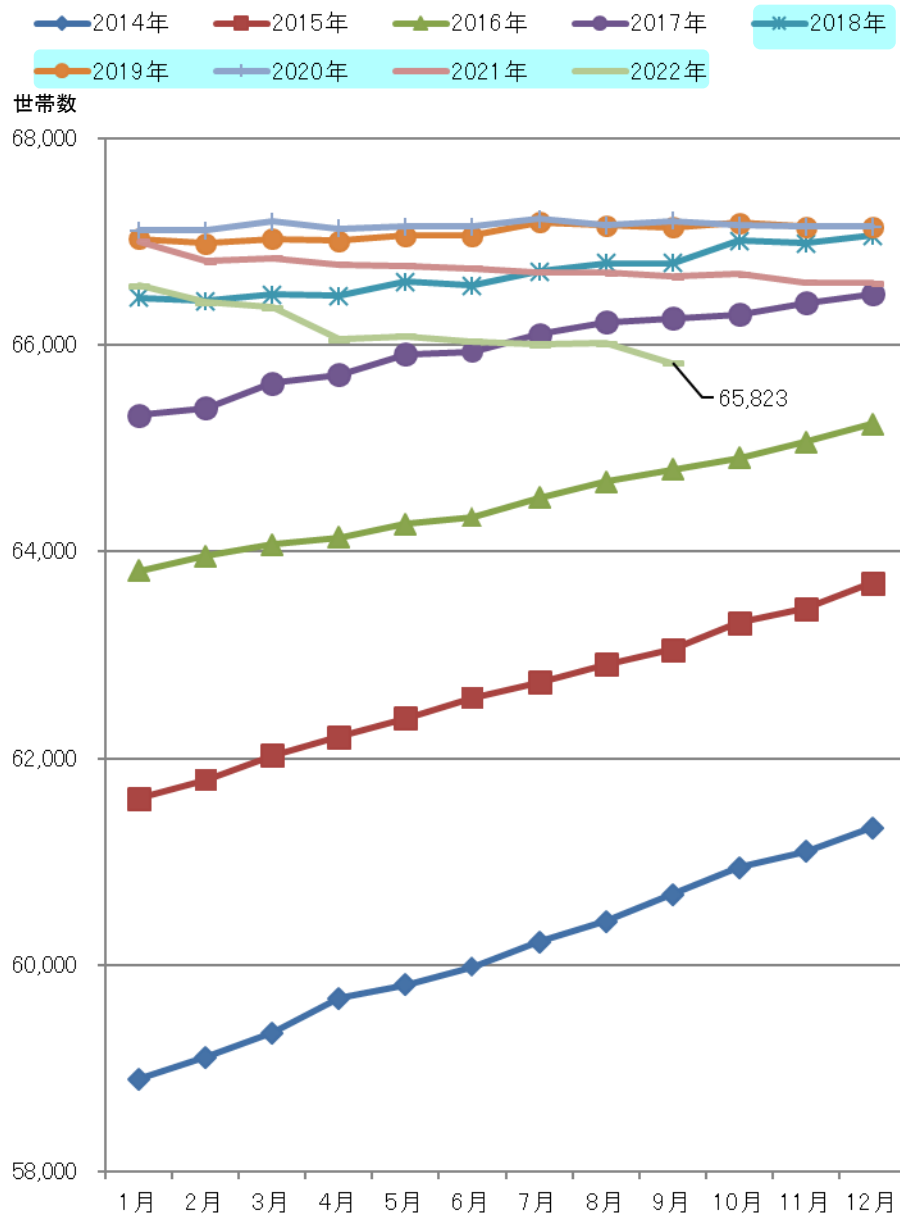
被保護世帯の動向

- 2015年7月から86ヶ月連続で対前年同月比マイナス
- 高齢者世帯は、2021年1月以降、対前年同月比で減少傾向にある。
- 稼働年齢世帯は、2022年5月以降、対前年同月比でやや増加傾向にある。

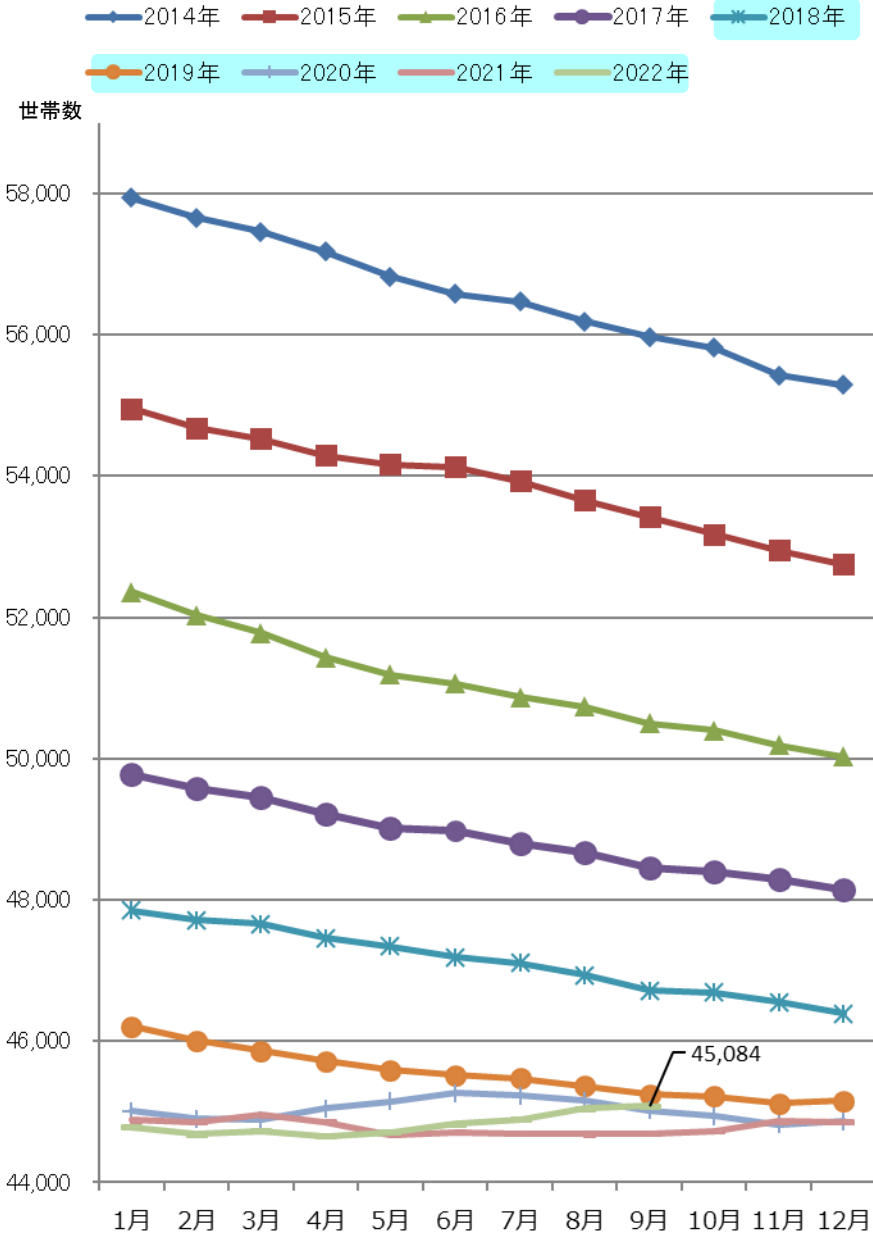
世帯数



大阪市の高齢者世帯数の推移



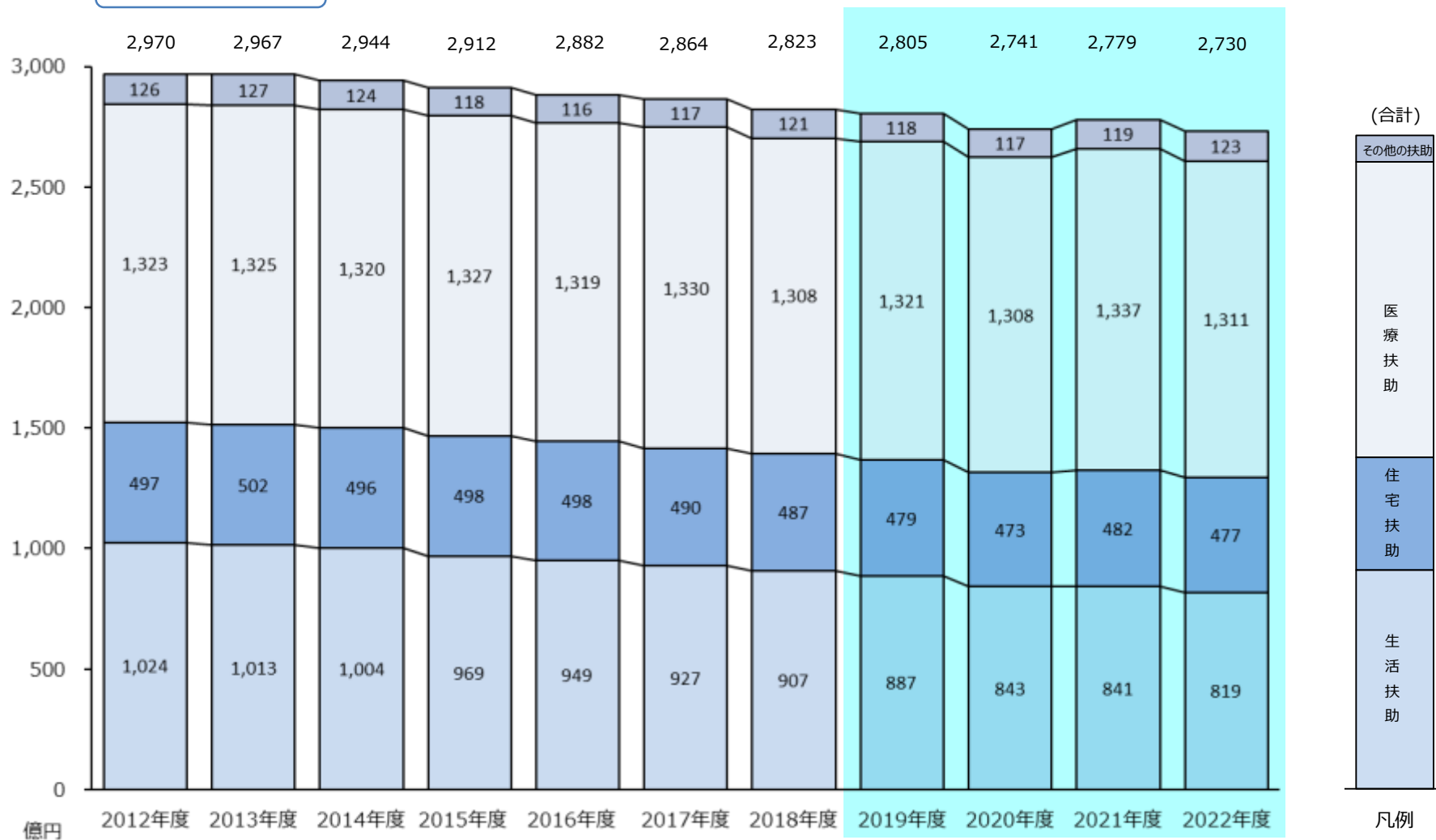
大阪市の稼働年齢層世帯（高齢者世帯以外）数の推移



生活保護費の動向

- 予算額は2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にプラスに転じたが、2012年度以降は対前年度比マイナス傾向である。

予算額の推移



決算額の推移



ダイバーシティ（その1）

①分野： -

- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☒ 投資・予算
 - ☐ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲

④担当部局
市 市民局

⑤時期
女性の活躍促進プロジェクト
チーム設置（2013年10月）
以降順次実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
女性の活躍促進 ・大阪の女性の就業状況は、全国に比べ、いわゆるM字型カーブの谷が深く、その後の回復も鈍い傾向	・女性の就業支援	・若者・女性の就労等トータルサポート事業(2016年～) ・しごと情報ひろば総合就労サポート事業(2019年～) 求職者の ニーズ等に応じた就労相談や企業とのマッチングなど、ワンストップで切れ目なく総合的に支援を実施 コミュニケーション能力等スキルを向上させるセミナー等を実施	・トータルサポート事業で支援を行った女性の就職者数 2016年度:1,171人 2018年度:1,332人 ・総合就労サポート事業で支援を行った女性の就職者数 2019年度1,220人 2021年度: 832人
・企業における女性の活躍促進への理解が十分進んでいない	・女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援(表彰・認証)	・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証制度 「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」などについて積極的に推進する企業等を認証	・女性活躍リーディングカンパニー認証件数(累計) 2014年度:60件 2017年度:359件 2021年度:682件
・固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス推進の意義、重要性について社会全体として広めていく必要がある	・女性の活躍促進に向けた意識改革の推進	・「大阪市女性活躍施策検討プロジェクトチーム」を設置(2017年～2018年) 市と企業・経済団体の女性職員が参加し、官民協働により、働く女性を支援する方策について検討し、市長へ施策提言	・2018年度:市長への施策提言をふまえて具体的に事業化した、市長と企業トップによる宣言リレー動画の配信
		・女性活躍推進情報サイトにおける仕事と家庭の両立実現に向けた情報の発信や啓発動画の作成 ・仕事と家庭の両立支援のための講座の実施	・女性活躍推進情報サイトの閲覧数 2021年度:97,567件 ・仕事と家庭の両立支援講座開催回数 2021年度:4回
・地域における女性のさらなる活躍が求められている	・地域で活躍する女性の支援	・女性チャレンジ応援拠点 地域で活躍し貢献したい女性を発掘、育成、支援するとともに、地域課題を解決するため起業したい女性等の支援を実施	・女性チャレンジ応援拠点の利用者数 2016年度: 366人 2019年度:1,358人 2021年度: 550人

- ①分野： -
- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
- 市 市民局
- ⑤時期
- 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例施行（2016年）以降順次実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
ヘイトスピーチへの対処 ・特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)が、在日韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が居住している大阪市内において現実に行われていた	・人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせるような言動「ヘイトスピーチ」を、大阪市は「許さない」という姿勢を明確にし、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチを抑止する	・ <u>大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例施行(2016年)</u> 条例に基づき大阪市ヘイトスピーチ審査会を設置し、ヘイトスピーチ該当性などについて調査審議 ・ <u>ヘイトスピーチに該当する場合、プロバイダへの削除要請等の拡散防止措置及びヘイトスピーチの概要等を公表</u>	・取扱件数 2021年度末時点:64件 ・終了件数 2021年度末時点:32件 (うちヘイトスピーチに該当する案件:11件) ・ヘイトスピーチに該当する案件について、概要等の公表を行い、市民にヘイトスピーチの実態をつぶさに伝え啓発することで、申出件数、情報提供の着信通数ともに、初年度(2016年度)をピークに、その後、大幅に減少(年度平均で初年度の2割以下) ・条例の合憲性等に関する訴訟で勝訴(2022年2月15日 最高裁判決)

- ①分野： -
- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
- 市 市民局
- ⑤時期
- 公的な証明制度の創設（パートナーシップ宣誓証明制度）（2018年～）以降順次実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
LGBTなどの性的マイノリティ支援 ・LGBTなどの性的マイノリティが生きづらさを感じ、周囲から差別的な扱いを受けるなど性の多様性についての理解が進んでいない	・性のあり方に関係なく、だれもがありのまま受け入れられ、自分らしく生きることができる社会をめざし、性のあり方の多様性についての理解を深める	・<u>公的な証明制度の創設（パートナーシップ宣誓証明制度）（2018年～）</u> LGBTなどの性的マイノリティの当事者が、パートナーとして相互に協力し合う旨を宣誓したことを大阪市として公に証明（2022年から、対象を子等にも拡大し、ファミリーシップ制度として制度拡充） ・<u>先進的・先導的に推進する事業者等の認証制度の創設（大阪市LGBTリーディングカンパニー認証制度）（2019年～）</u> 性的マイノリティの当事者が直面している課題等の解消に向けた取組を、先進的・先導的に推進する事業者等について、大阪市が認証	・宣誓を行った組数 2021年度末時点:389組 ・認証件数(累計) 2021年度末時点:32件 ・2022年度に、大阪府、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市と「パートナーシップ宣誓証明制度の自治体連携に関する協定」を締結し事務手続きを軽減

①分野： -

②タイプ

- ☒ 政策イノベーション
- ☐ 執行の刷新

③改革スタイル

- ☐ 投資・予算
- ☒ 条例・規則・運用ルール
- ☐ 組織・経営形態
- ☐ 権限移譲

④担当部局

市 市民局

⑤時期

大阪市多文化共生指針の策定
(2020年) 以降順次実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
多文化共生 ・近年、外国人材の受入れが進む中、外国人住民数が急増するとともに、国籍も多様化し、外国人住民が抱える課題・ニーズも複雑・多様化している ・2025年の大阪・関西万博開催を契機に、就労・留学など様々な目的での流入に伴い、地域社会において外国人のさらなる増加が見込まれる	・外国人住民が、様々な分野において行政サービスを着実に受け、相談ができる環境整備 ・外国人住民も、地域社会の一員として安心して生活し、自分らしく暮らせるまちづくりの推進	・<u>大阪市多文化共生指針の策定(2020年)</u> 行動計画を策定し、多文化共生推進本部にて進捗管理 行政や生活情報の多様な言語、やさしい日本語による情報提供などを実施 ・<u>より身近な地域における住民の相互理解、参加・交流など、多文化共生のまちづくりに向けた取組方策の検討</u>	・行政・生活情報の多言語化 市ホームページで外国人向け生活情報が母語で提供できている外国人住民の割合 2019年度:3言語、76.1% 2020年度:4言語、87.4% なお、ホームページは、機械翻訳(89言語)での対応あり ・やさしい日本語の活用 2020年:20区役所、12局・室 2021年:24区役所、18局・室

密集住宅市街地整備の推進

①分野： まちづくり

- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新

- ③改革スタイル
- ☒ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☒ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲

④担当部局
市 都市整備局 他

⑤時期
2012年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・JR大阪環状線外周部を中心として密集住宅市街地が形成されており、大規模な地震時には、老朽化した住宅の倒壊や延焼による大火の危険性があり、道路が狭く避難や消火活動が困難であるなど様々な課題を抱えている。これまでも各種取り組みを進めてきたが、十分に改善されていない状況にある。 (面積:約1,300ha、大阪市域面積(約22,300ha)の約6%を占める) 図表1(優先地区の区域)	これまでの大震災の経験から市民の防災意識が高まるとともに、区ごとの主体的な取り組みが求められていることから、地域防災力を強化しつつ、地域の実情をよく把握している区の意向を踏まえ、地域や市民との協働による地域特性に応じた市街地の不燃化促進や避難経路の確保の取り組みを、エリアを限定して重点的に実施する。	・関係区長・所属長で構成する「密集住宅市街地整備推進プロジェクトチーム」を設置し(2012.11～)、「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」を策定した。(2014.4) ○不燃領域率(燃え広がりにくさ)や地区内閉塞度(避難のしやすさ)等についての目標を設定し、2020年度までの達成を目指す。 ○区の地域防災計画の策定や防災訓練の実施などのソフト面の取り組みと、モデルエリアでの老朽住宅の建替えや除却の重点的な実施などのハード面の取り組みを効果的・効率的に進める。	・これまでの継続的な取り組みに加え、重点整備エリア(約410ha)における建替建設費や除却費補助の間取りや建築年次の要件緩和による補助対象の拡大(重点整備事業)、区画整理手法を用いた公団混雑の解消を行う(福島区モデルエリア)とともに、防災骨格となる都市計画道路の整備を行うなど、エリアを限定した集中的な取り組みを実施した結果、2020年度末までに半数以上となる11防災街区で2指標を達成(1,333haのうち692ha解消)するとともに、優先地区の防災骨格形成率を80%以上確保した。

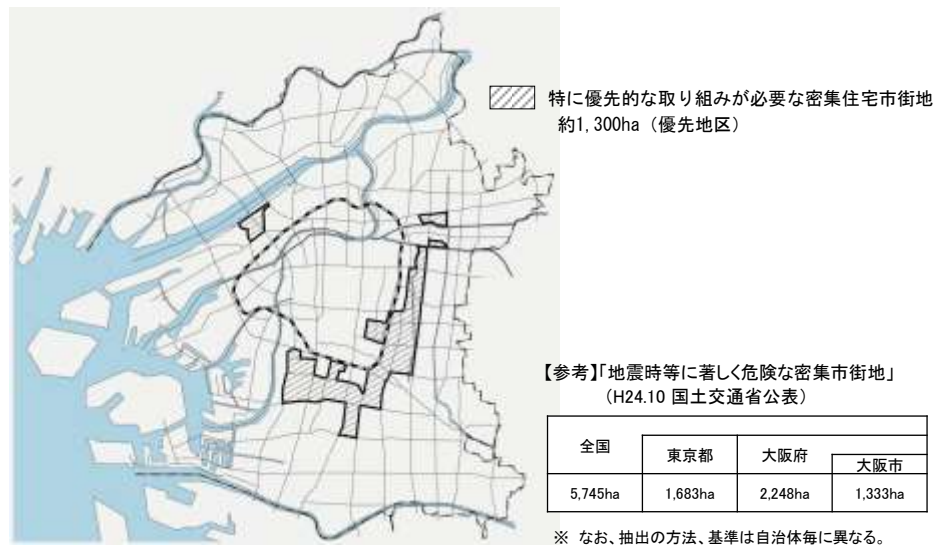
密集住宅市街地整備の推進

- ①分野： まちづくり
- ②タイプ
 - ☑ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - ☑ 投資・予算
 - ☑ 条例・規則・運用ルール
 - ☑ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
 - 市 都市整備局 他
- ⑤時期
 - 2012年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		・2020年度までの取り組みや優先地区における進捗状況を踏まえ、災害に強いまちづくりに向けて「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」を策定した。 (2021.3) ○不燃領域率(燃え広がりにくさ)や地区内閉塞度(避難のしやすさ)等についての目標を設定し、2030年度までの達成を目指す。 ○平常時の備えと発災時を想定した訓練への支援や地域の地区防災計画の改定支援などのソフト面の取り組みと、重点対策地区での老朽住宅の建替えや除却に対する支援の強化などのハード面の取り組みを効果的・効率的に進める。 図表2(密集住宅市街地整備の目標) 図表3(密集住宅市街地整備プログラムに基づく今後の取り組み)	・2020年度末までに2指標を達成することができなかった10防災街区(重点対策地区:約640ha)における建替建設費や除却費に対する補助内容の拡充や区画整理手法を用いた公図混乱の解消を行う(重点整備事業)とともに、防災骨格の形成に資する都市計画道路の整備を行うなど、地区を限定した集中的な取り組み(2021年度予算:4億82百万円)を実施している。 (2021.4～) 図表4(2021年度からの集中的な取り組み)

優先地区の区域

【図表1】



密集住宅市街地整備プログラムに基づく今後の取り組み（2021.4～）【図表3】

整備の方向性と主な具体的取組

(1) 密集住宅市街地の防災性の向上

① 市街地の不燃化の促進

重点対策地区（約640ha）において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため各種施策を集中的に展開

- 老朽住宅の除却・建替えに対する支援の強化
- 公園のずれを解消するために土地区画整理手法を活用した事業を実施
- 狭あい道路の拡幅整備に対する支援を実施

② 都市計画道路の整備の推進

優先地区（約1,300ha）において、延焼遮断や救助・消防活動及び避難の空間確保を行うため防災骨格の形成に資する道路など都市計画道路の整備を推進

- 防災骨格の形成に向けた都市計画道路の重点整備
- 防災街区内の都市計画道路の整備

(2) 地域防災力の向上

発災時には、地域における防災活動が不可欠となるため、各区において、地域防災力の向上に向けた取組を推進

- 平常時の備えと発災時を想定した訓練（平常時の備えについての啓発、消火・避難訓練への支援）
- 防災に対する機運の醸成（地区防災計画の改定支援、防災意識の啓発）

密集住宅市街地整備の目標

【図表2】

不燃領域率・地区内閉塞度の目標

「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」(2014.4～2021.3)

優先地区の21カ所の防災街区（※1）のうち、半数以上において①と②両方の指標について目標を達成

「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」(2021.4～2031.3)

重点対策地区の10カ所の防災街区（※1）のうち、全てにおいて①と②両方の指標について目標を達成

- ① 不燃領域率 40%以上（不燃領域率が40%になると市街地大火への拡大が大幅に抑制される）
- ② 地区内閉塞度 レベル2（地区内閉塞度レベル2とは、避難確率が97%以上であり閉塞危険性が低い）

不燃領域率：市街地の燃えにくさを表す指標で、建物の不燃化割合や空地の状況から算定する
地区内閉塞度：被災場所から避難路等周縁部まで避難できる確率を5段階で評価したもの
※1 防災街区とは、避難路や緊急交通路・主要河川等で構成される延焼遮断帯により囲まれた街区

防災骨格形成率の目標

「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」(2014.4～2021.3)

優先地区の防災骨格形成率を80%以上確保

「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」(2021.4～2031.3)

優先地区の防災骨格形成率を83%以上確保

防災骨格形成率：骨格路線（※2）の整備完了延長／骨格路線全延長
※2 骨格路線とは、防災上骨格となる都市計画道路（鉄道・河川等を除く）

2021年度からの集中的な取り組み

【図表4】

○ 密集住宅市街地重点整備事業

■ 重点対策地区（約640ha）

- ・民間老朽住宅建替支援事業
- ・狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度
- ・防災空地活用型除却費補助制度
- ・地籍整備型土地区画整理事業

2020年度末までの
達成状況

21防災街区中
→ 11防災街区で達成
防災骨格形成率
→ 80%を達成

■ 重点対策地区

■ 2020年度末までに2指標を達成した
防災街区（692ha）



○ 地域に密着した相談窓口のモデル設置

○ 防災骨格の形成に向けた都市計画道路の重点整備

グローバルイノベーション創出支援拠点

- ①分野： まちづくり
- ②タイプ
 - ☑ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - ☑ 投資・予算
 - ☐ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
 - 市 経済戦略局
- ⑤時期
 - 2013年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・大阪の経済は長期にわたって低迷しており、大阪の成長・発展に向けて、新しいビジネスプロジェクトが創出される環境の整備・充実が求められていた。	・2013年にまちびらきし、注目を集める「うめきた」において、大阪・関西のポテンシャルを最大限に活用しながら、グローバルに活躍する人材・資金・情報等と呼び込み、イノベーションにつながるプロジェクトが継続的に創出される拠点を形成する。	・2013年4月、うめきたに、「大阪イノベーションハブ（OIH）」を開設。 ・OIHでは、国内外の起業家や投資家を惹きつけるための、国際イノベーション会議Hack Osakaをはじめとしたプロモーションや、様々な人材交流・コミュニティ形成イベントを実施するとともに、世界市場に向けた新事業開発プロジェクトの創出・推進を支援。 ・ベンチャー企業の創出を支えるファンドへの出資（2014年度 5億円） ・2021年度より機動的な事業実施のため、大阪産業局事業交付金化。 ・OIHでは大阪府市連携により事業を実施。	・2013年度から2021年度までに、445件の事業化プロジェクトの創出・推進を支援。 また、国際イノベーション会議Hack Osakaの来場者は年々増加しており、2022年2月の開催時には、801人（オンライン含む）が来場。 ・2013～2021年度のイノベーション創出支援補助金交付件数：83件 ・2020年7月、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム（構成団体：大阪府、大阪府、京都府、京都市、兵庫県、神戸市等）」が内閣府によりグローバル拠点都市に選定。 ・大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムにおけるスタートアップ設立件数163社、5億円以上調達のスタートアップ件数73社等に貢献（2022年3月末現在）



情報発信

国際プロモーション

英語での情報発信

国際イノベーション会議

国内外の起業家予備軍や新規事業担当者に認知される

○情報発信 等

大阪発の国際的テックカンファレンスを立ち上げ、プロジェクトを世界へ発信

○国際イノベーション会議



コミュニティ形成・連結

人材交流やワークショップによる起業家マインドの醸成

海外ワークショップ

イノベーション人材のコミュニティ形成

多様なプレイヤーが混ざり合う場の形成

○多様なワークショップ (シリコンバレー・深セン) 等



プロジェクト創出

ニーズの顕在化から新しいビジネスモデルを構築

・SPのもと、企業や大学等の人材や技術を組み合わせ、プロジェクト創出

・新事業と投資家とのマッチング

ニーズ顕在化プログラム

プロジェクト創出プログラム

潜在ニーズを顕在化し、多様なプレイヤーとのコラボレーションによりプロジェクトを創出

○ピッチイベント

○オープンイノベーション

○アイデアソン・ハッカソン 等



OIH MEMBERS (イノベーション創出の場を形成)

プレイヤー

パートナー

イノベーション創出支援補助金

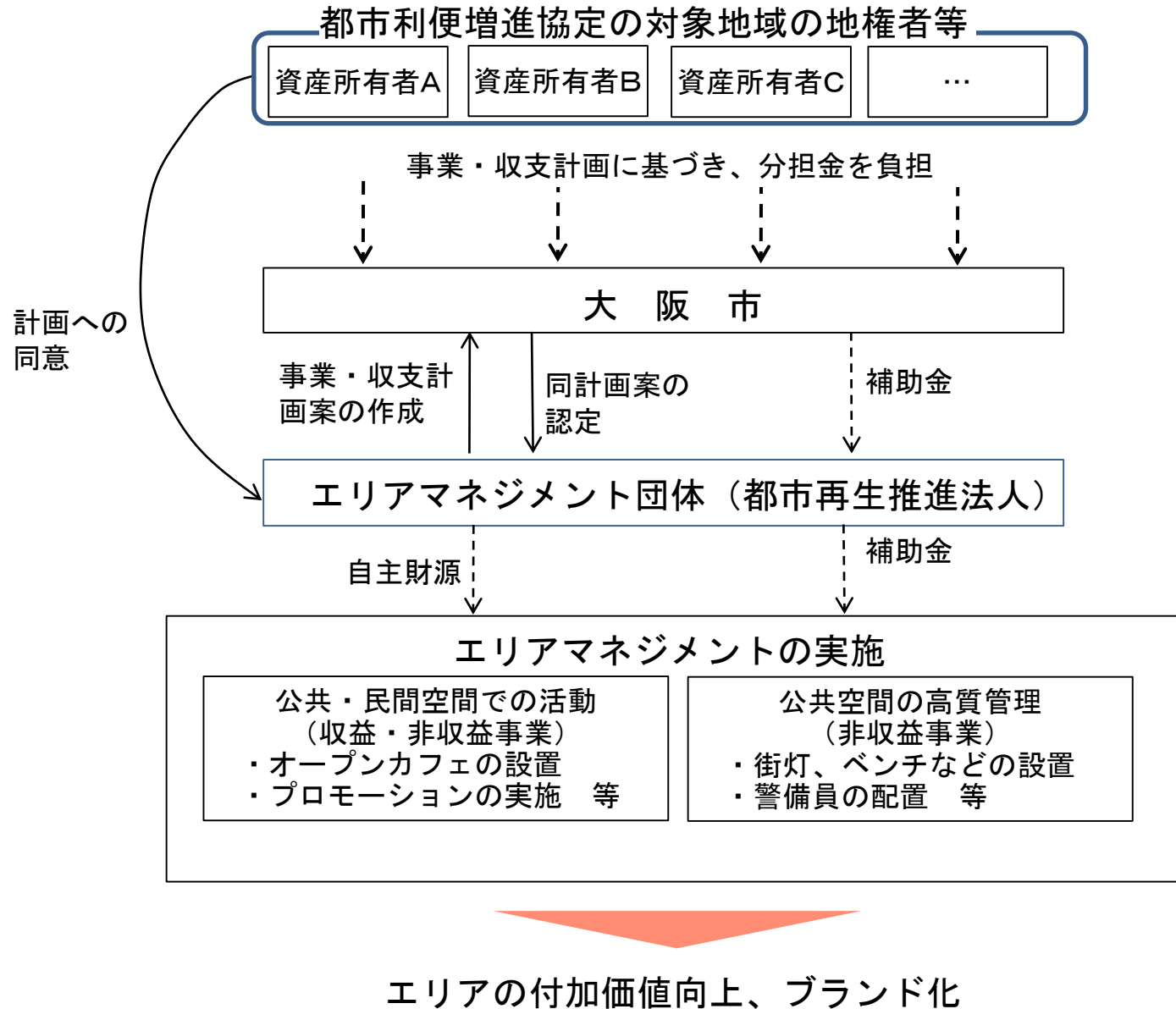
グローバルに通用するプロジェクトの創出

エリアマネジメント活動促進制度の創設

- ①分野： まちづくり
- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
- 市 **計画調整局**
- ⑤時期
- 2013年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・再開発地区などを中心に、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み、いわゆるエリアマネジメントの機運が高まっていた。 (うめきた先行開発地区、西梅田地区、大阪ビジネスパーク地区など)	・欧米等で成果を上げている、特定の地区を対象にその地区内の資産保有者等から集める資金をもとに、地区の発展に資する組織づくり及び資金調達の仕組み＝BID制度の導入。 ⇒別紙1、別紙2参照	・2013年7月に「大阪版BID制度検討会」を設置し、議論。 ・「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」の施行。(2014.4) ・(一社)グランフロント大阪TMOを都市再生推進法人に指定。(2014.7) ・うめきた先行開発地区において、大阪版BID制度適用を開始。(2015.4)	・うめきた先行開発地区において、華やかで賑わいのある歩行者空間を創出。 ・道路占用許可特例の対象となる歩道の歩行者交通量の増加。 (2013:42,768人 ⇒2017:48,842人) ・歩行者空間が魅力的であると感じる人の割合の増加。 (2013:63% ⇒2017:80%)

■ エリアマネジメント活動促進制度の実施イメージ



■エリアマネジメントの展開イメージ

第1段階

■地元まちづくり組織による自主的な維持・管理

地権者等で構成した会員組織が、協定に基づいて負担金を徴収し、基盤施設の維持管理などを自主的に実施。

→

『うめきた先行開発地区』
『西梅田地区』
『大阪ビジネスパーク地区』
等で実施

第2段階

■現行法を前提とした大阪版BID制度の創設

・エリアマネジメント団体は公物管理者等との協定に基づいた事業計画と収支計画を策定(行政が認定)

・行政は地方自治法に基づく分担金を地権者等から公平・公正に徴収して、エリアマネジメント団体に活動資金として交付

第3段階

■日本版BID制度の創設

・2018年6月に、地域再生法の改正により、日本版BID制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)が創設。

・エリアマネジメント団体はイベント等の受益を算定して、活動計画を策定(行政が認定)

・行政は活動計画(要議会議決)と負担金条例に基づく負担金を、受益者から徴収して、エリアマネジメント団体に活動資金として交付

※2023年度から適用予定

今後の展開

■制度の適用拡大

・日本版BID制度及び大阪版BID制度について、適用地区や活動内容など制度適用を拡大

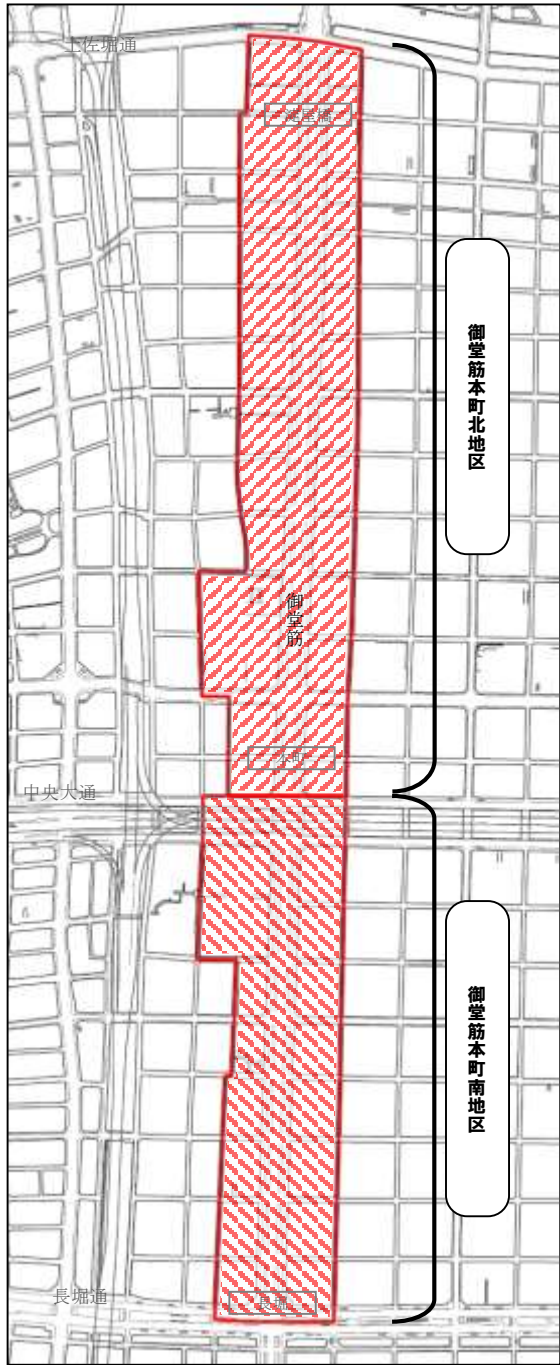
・必要に応じて、負担金制度ガイドラインの充実や、エリアマネジメント団体に対する公益法人みなし規定追加などを国へ要望

現在の取り組み段階

御堂筋のあり方の抜本的な見直し

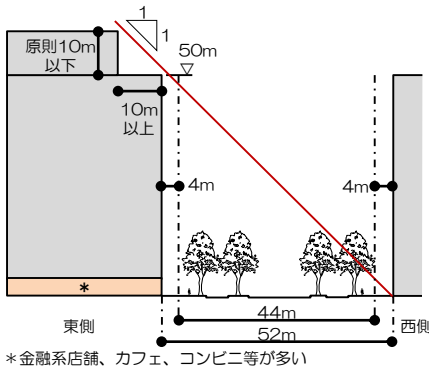
- ①分野： まちづくり
- ②タイプ
- ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
 - ☒ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
- 市 計画調整局
- ⑤時期
- 2012年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・大阪駅周辺地区や中之島地区、御堂筋沿道の隣接街区では、土地の高度利用を伴った都市開発が活発に展開されている。 ・この中で、ビルの高規格化や多様化に対応しづらい形態規制(建築物高さ制限60mなど)が行われていた御堂筋沿道では建替えが進まず、周辺地域と比べ相対的な地位が一層低下していた。 ・キタとミナミを結ぶ大阪都心の中央に位置しながら、そのポテンシャルが十分に発揮されていない状況であり、エリアの再構築に向けた早急な対応が必要となっていた。	・2012年度に大阪市都市計画審議会に専門部会を設置。 ・御堂筋エリアのビジョン及びゾーン毎の特性をふまえた将来像や規制緩和を含む誘導方策の方向性等を策定。(2013.3)。 - 御堂筋エリアのビジョン 「大阪の伝統と革新がうみだす世界的ブランド・ストリート 歩いて楽しめ、24時間稼働する多機能エリアへ」 - ゾーン毎の将来像 【淀屋橋～本町間の沿道】 「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区」 【本町～長堀間の沿道】 「特別な時間を愉しむことができる落ち着いた複合地区」	・新しい御堂筋のルールである地区計画及び御堂筋デザインガイドラインを策定(2014.1)。 - 淀屋橋から中央大通間;高さ制限等の形態制限の緩和(100m超の建築物の建設可能に) - 中央大通から長堀間;建築物の高層部において賃貸レジデンスの誘導が可能に - 建物低層部でのにぎわいづくりをはじめ、貢献内容に応じた容積率の緩和 -御堂筋らしい落ち着いた色彩や素材による質の高い外観を誘導 -建物の低層部への店舗等の積極誘導 ・民間主体によるセットバック部分等でのにぎわい創造実証事業の実施(2013年度)と利活用に関する官民のルールづくり(2014.7) ・既存ビル等を対象としたにぎわい空間創出補助制度の確立(2014.7) (別紙参照)	・2014年の地区計画の変更以降、これまで御堂筋沿道建築物15件の建替えによるにぎわいづくりの誘導

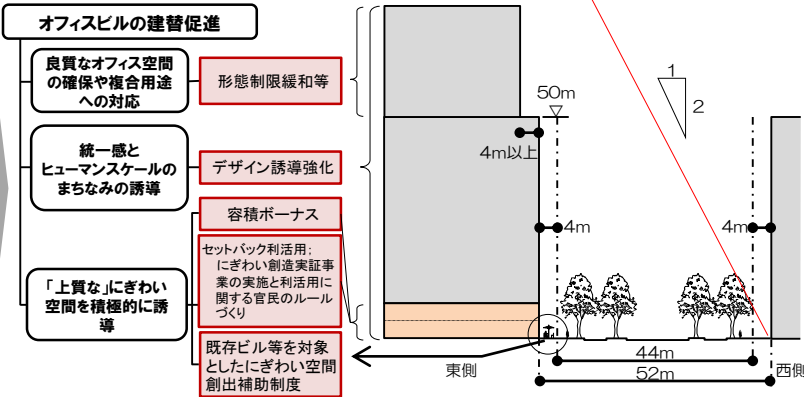


御堂筋本町北地区

緩和前

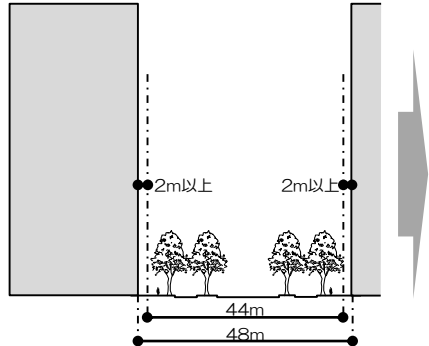


緩和後

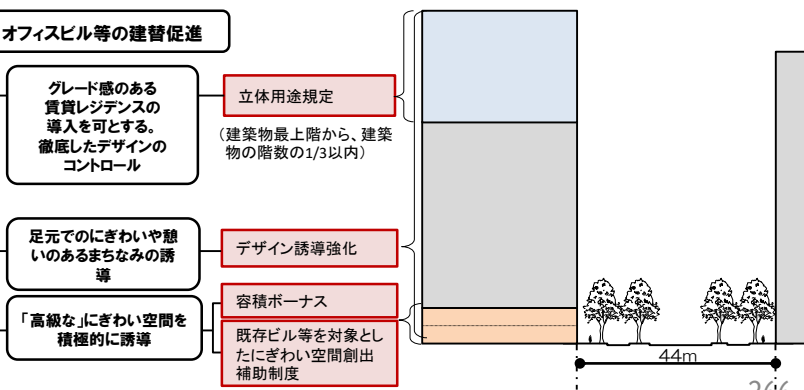


御堂筋本町南地区

緩和前



緩和後



なんば駅周辺における空間再編推進事業

〔新規〕

- ①分野： まちづくり
- ②タイプ

☒ 政策イノベーション

☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル

☒ 投資・予算

☐ 条例・規則・運用ルール

☐ 組織・経営形態

☐ 権限移譲
- ④担当部局

市 計画調整局

建設局
- ⑤時期

2018年～

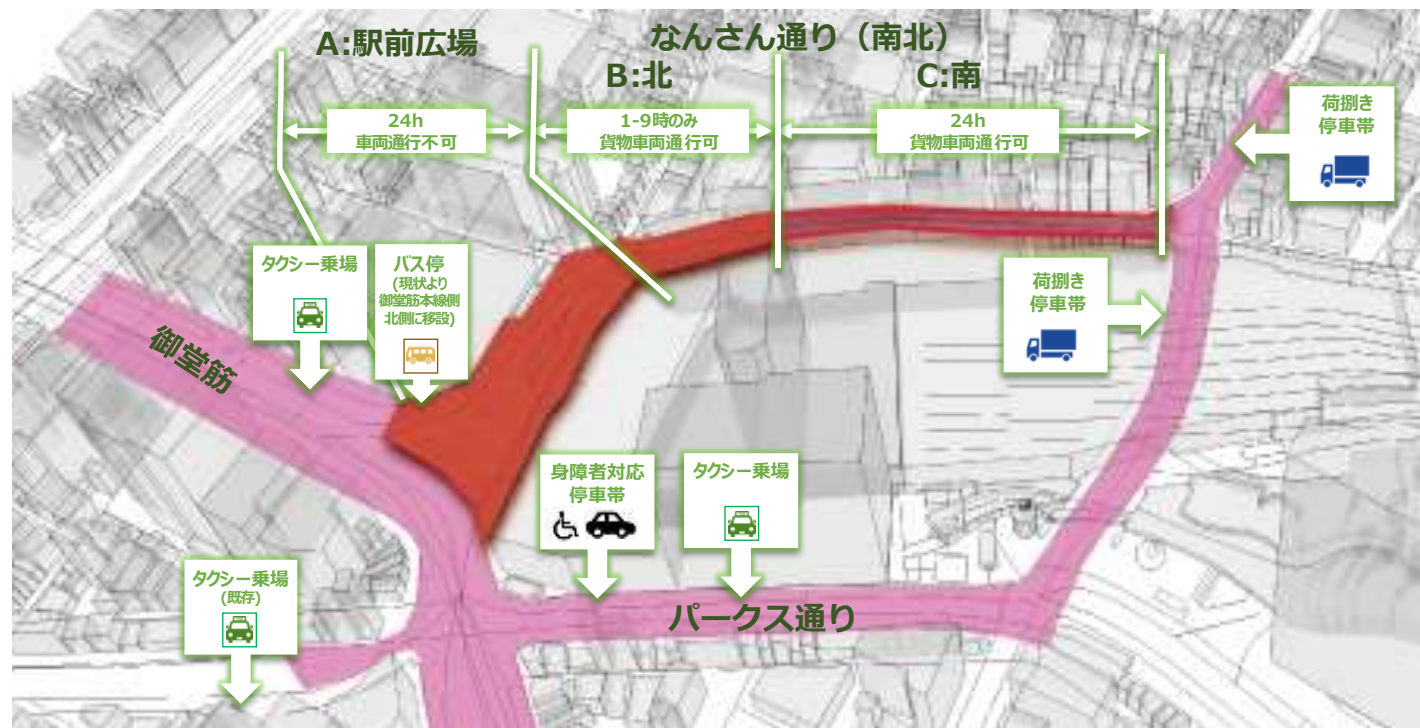
改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
- 大阪ミナミの中心に位置するなんば駅周辺は、多くの国内外の来街者が行き来する場所であり、大阪のミナミの玄関口の重点エリアとして、世界の都市間競争に打ち勝つため、都市魅力の向上や活性化を推進する必要がある。 - 一方で、現状においては、空間の大半を車道やタクシー待機場が占め、車中心の空間となっている駅前広場や、歩道が狭い上に放置自転車が多いなんさん通りなど、来街者が歩きにくい空間となっている。 - 地元においては、2008年にまちづくりの検討が開始され、2011年には、周辺の町会、商店街、企業等の27団体が参加する「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し、まちづくり構想を策定。2015年度には、官民で「なんば駅前広場空間利用検討会」を設置し、2016年度には、民主体で空間再編の基本計画が策定された。	なんば駅周辺の道路空間を、車中心の空間から人中心の空間へと再編し、世界を惹きつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を図る。	- 交通機能の再配置と滞留空間の創出等 〔駅前広場〕 24時間歩行者専用の空間 〔なんさん通り北区間〕 - 時間帯規制と車両通行許可の運用（昼間は歩行者専用の空間） 〔なんさん通り南区間〕 24時間貨物車両のみ通行可として歩車分離 ※周辺に荷捌き停車帯を設置 ・整備イメージ 〔駅前広場〕 - 中央は利活用エリア、外周部は歩行者の通行空間とし、上質感・落ち着きを感じさせる空間を形成 〔なんさん通り〕 - 駅前広場からのにぎわいを連続させるとともに、無電柱化の実施と歩道拡幅等により歩行環境を改善 ※なお、2021年に、空間再編後の道路線形を具現化し、交通荷捌きの運用や安全性、歩行者空間の利活用を検証する社会実験を実施。	2022年7月に「なんば駅周辺における空間再編推進事業整備プラン」を策定し、なんば駅周辺における道路空間の整備方針や整備形態、管理・運営の考え方を定めた。 - その後、2022年9月に工事着手、同11月8日に御堂筋からの車両の流入を禁止し、駅前広場の本格工事に着手。 - 今後、2023年秋頃の駅前広場の整備完成、2025年3月には駅前広場からなんさん通りの整備完成を予定。

・2022年7月に「なんば駅周辺における空間再編推進事業整備プラン」を策定し、なんば駅周辺における道路空間の整備方針や整備形態、管理・運営の考え方を定めた。

・その後、2022年9月に工事着手、同11月8日に御堂筋からの車両の流入を禁止し、駅前広場の本格工事に着手。

・今後、2023年秋頃の駅前広場の整備完成、2025年3月には駅前広場からなんさん通りの整備完成を予定。

交通機能の再配置



〔現状〕



〔2021 社会実験時の様子〕



整備イメージ



駅前広場



なんさん通り

- ①分野： まちづくり
- ②タイプ

☒ 政策イノベーション

☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル

☒ 投資・予算

☐ 条例・規則・運用ルール

☐ 組織・経営形態

☐ 権限移譲
- ④担当部局

市 建設局
- ⑤時期

2019年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・大阪市内中心部の骨格をなす御堂筋を「周辺道路と一体管理」し、道路とまちが一体となって、御堂筋及び周辺のまちづくりを進めていくために、1958年から国が管理していた御堂筋を2012年に大阪市に移管されることとなった。 ・近年、御堂筋沿道には商業施設やホテルなど賑わい施設が進出するなどまちも大きく変化し、人々が御堂筋に対して求める機能も、憩いや賑わいなど多様化してきている中、国が管理している時代から御堂筋の道路空間再編や御堂筋の将来に関する議論がなされてきた。 ・御堂筋完成80周年記念事業では、コンセプトを「みちから未来を考える」とし、過去、現在、未来を見つめながら、人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や、民間と連携したまちづくりのあり方などを議論した。	・2019年3月に、車中心から人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や公民連携したまちづくりのあり方など、今後御堂筋がめざすべき姿を示した「御堂筋将来ビジョン」を策定した。 ・将来ビジョンでは、御堂筋完成100周年（2037年）をターゲットイヤーとして、都心部全体の交通ネットワークの再編や人と多様なモビリティが安全に共存できる空間・仕組みづくりに関する検討を進めながら、段階的に将来ビジョン「人中心～フルモール化」をめざしていくこととしている。	・将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、まずは千日前通から道頓堀川区間の側道歩行者空間化を進めていくこととしており、整備効果に加え、側道閉鎖に伴う渋滞や荷捌きなど、周辺地域に与える影響などを慎重に検証のうえ、順次北側に展開し、淀屋橋までの整備を進めていくこととしている。 ・また広がった歩行者空間の利活用としては、民間主体で清掃活動をはじめとしたきめ細やかな日常の維持管理活動や、花植え活動などに取り組み、美しい街並みを創出していけるよう、民間が活動しやすい仕組み・制度などについて公民で意見交換する場を構築していくこととしている。	・2021年3月に、千日前通から道頓堀川区間の側道歩行者空間化を完成した。現在、長堀通から道頓堀川までの区間の整備を行っており、2025年3月に完成予定。 ・2020年10月に、公民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進し、高質な道路空間の維持を目的に、道路協力団体を指定した。 ・2021年2月に、民間の創意工夫を活用して歩行者にとって快適で楽しめる空間形成、公民連携によるにぎわい創出を促進するため、御堂筋を歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を導入した。 ※側道歩行者空間化の整備を実施するとともに、様々な制度を導入しながら、公民連携による空間の利活用の取り組みを進めていく予定。

■御堂筋将来ビジョン（段階的な整備ステップ）



現 状

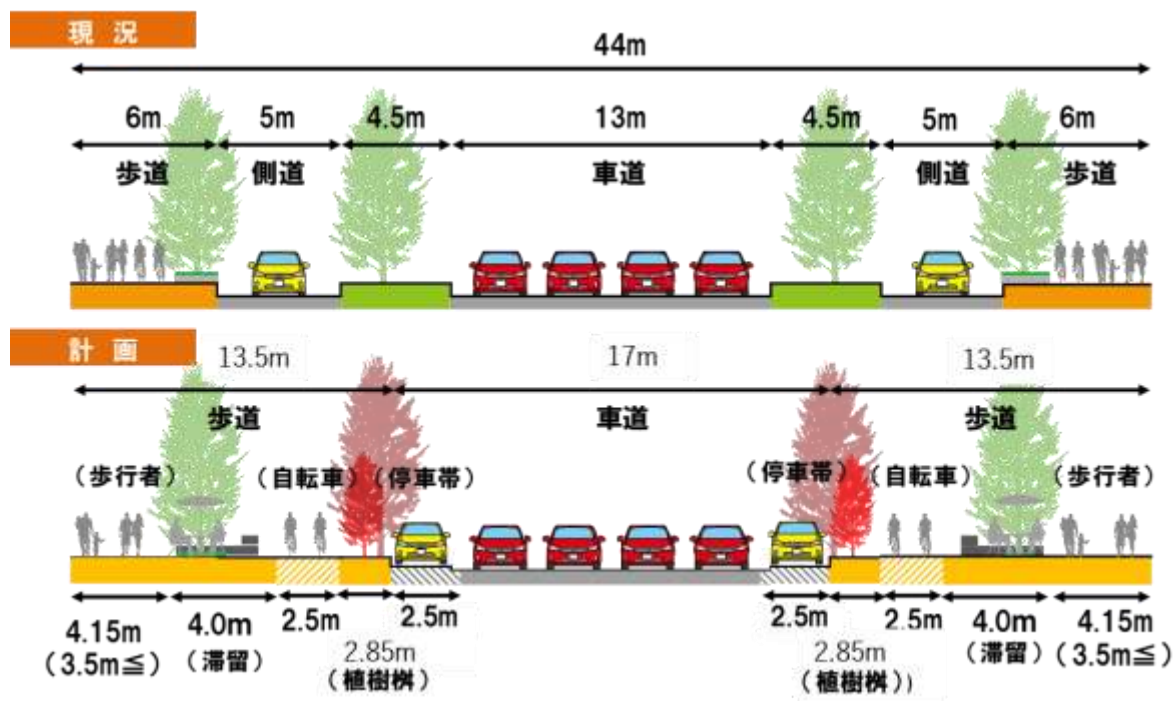


側道歩行者空間化



人中心～フルモール化

■側道歩行者空間化 計画断面構成



■道路協力団体の取り組み（街園再整備）



■歩行者利便増進道路のイメージ



- ①分野： まちづくり
- ②タイプ
 - ☒ 政策イノベーション
 - ☐ 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - ☒ 投資・予算
 - ☐ 条例・規則・運用ルール
 - ☐ 組織・経営形態
 - ☐ 権限移譲
- ④担当部局
 - 市 建設局
- ⑤時期
 - 2020年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・中之島東部エリアは、種々の公共施設、文化施設、歴史的構造物が集積しており、年間を通じて、多くの人々が訪れる文化・集客ゾーンとなっている。 ・中之島通は、中之島東部エリアに位置し、中之島公園の中心部を通る道路で、多数の方々に利用されている道路である。歩行者・自転車利用者が車道を乱横断する状況が見受けられ、交通安全上の課題がある。 ・2020年7月の「こども本の森中之島」が開館に伴い、今後さらなる利用者の増加が想定され、エリア全体の回遊性向上や一体的な空間利用が求められている。	・中之島通を歩行者空間化（公園化）し、中之島通の交通安全対策及び中之島エリア全体の回遊性向上、中之島公園の一体的な空間の創出を図るため、人中心の通りとして整備する。	・車の通行をとめるなど、歩行者空間化（公園化）することにより交通安全性を向上させる。 ・中央公会堂前は、「中之島公園再整備基本計画」を踏まえ、中央公会堂を引き立てるような「文化・芸術の交流の場」とし、また安全で快適な歩行者ネットワークを形成することで、地域の魅力向上・回遊性の向上を図る。	・2021年4月に、第1期歩行者空間化工事（東西道路区間）を完了した。現在、第2期工事（中央公会堂周辺）を進めており、2023年3月に完成予定。 ・2021年11月に、生まれ変わった中之島公園で、ウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応したオープンエリアの憩い空間の形成と、中之島周辺エリアの活性化を推進する取り組みを実施するイベント「中之島モダンシーン」を実施した。

■整備前の中之島通



■整備箇所



■整備後（イメージ）



I 期整備（東西道路）



II 期整備イメージ（中央公会堂周辺）

①分野： まちづくり

②タイプ

- ☒ 政策イノベーション
- ☐ 執行の刷新

③改革スタイル

- ☐ 投資・予算
- ☒ 条例・規則・運用ルール
- ☐ 組織・経営形態
- ☐ 権限移譲

④担当部局

市 建設局

⑤時期

2020年～

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・公園は多様な機能をもった公共施設であり、そのポテンシャルを発揮するためにはこれまで以上により一層柔軟に使いこなすことが求められている。 ・コロナ禍においても、3密を避けながら様々な活動を展開できる、都市の貴重なオープンスペースとしても公園は注目されている。 ・大公園では、民間活力導入による魅力向上を図ってきているが、地域の身近な公園は、利用者層や使い方が限定的となっている。	・これまでの一般的な公園の使い方に加え、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、多種多様な人々が自らのアイデアで公園を活用（パークファンとよぶ）できるような新しい取り組みを進めていく。	・2020年度花博開催30周年記念イベントにおいて「公園でこんなことができる」といったアイデアを募集し、100件以上の応募があった。その中のいくつかを体験いただく実験的試行を行った。 ・2021年度からはより身近な公園での展開を目指し、近隣公園や地区公園といった、中規模公園のうち9公園のモデル公園を対象として試行実施した。 ・2022年は市内全域に展開し実施している。 ・行政が実施者の企画運営、公園の使用許可、広報などを支援する中で、継続的に実施するために必要な活動支援の方法について検討を行った。	・活躍していただいた実施者に加えて、プログラム参加者へのヒアリングを通じて、パークファンを実施することによる効果として、公園が子育て・教育、健康増進などと社会解決の場や地域コミュニティが活性化される場となることがわかった。 ・各種マニュアルの作成や事務手続きの簡素化などを行ったことにより、プログラム実施者が継続的に実施できる手法の整備につながった。 ・パークファンをきっかけに、多様な人々が多様なアイデアで公園を使うプログラムが実施され、対象箇所が拡大された。

みんなで公園活用事業（パークファン）



多種多様な人々が生活の様々な場面で公園を活用し、自らのアイデアで多様な活動をする
→ 市民生活がより豊かなものとなり、都市が魅力的になる。

2020年度 花博30周年記念イベントにおける公園活用プログラム

具体的なニーズの把握（100件以上のアイディア）及び
「公園でこんなことができる」を体験いただく実験的試行



絵本の読み聞かせ

2021年度 公園活用事業（パークファン）：モデル公園で実施

自由な発想による公園活用を身近な公園の中の
モデル公園9公園で11プログラム試行実施



アナログプリントでつくる
青空美術館

2022年度 大阪市内全域へ展開

：近隣・地区公園（約100公園）を対象

公園活用のための枠組みを検討

例）ワンストップ窓口、マニュアルの整備、情報発信の強化など



公園であそぼう

付属資料

- 付属資料1 施策・事業のゼロベースの見直し
- 付属資料2 市税の減免措置の見直し
- 付属資料3 使用料の減免措置の見直し
- 付属資料4 外郭団体との競争性のない随意契約の見直し

施策・事業のゼロベースの見直し

市政改革プラン(2012年7月策定)に基づき、所要一般財源1億円以上の施策・事業(109項目)について見直しを実施。

○点検・精査の視点

- ① 施策・事業自体の必要性
 - ㊦ 現役世代への重点的な投資
 - ㊧ 行政が関与する領域か民間に任せる領域か
 - ㊨ 施策目的の社会経済環境への適合性
 - ㊩ 全市一律に実施すべきか、区特性等に応じて実施すべきか
- ② 事業の内容の有効性と実施方法の最適性
 - ㊦ 事業内容の施策目的に対する整合性・有効性
 - ㊧ 行政サービスの内容を住民の選択にさらす ～サービスの受け手が選択できる環境を整備～
 - ㊨ 民間活用の拡大
 - ㊩ 民間活用における競争性の追求
 - ㊰ 活動支援を行っている場合の支援と効果の関係の明確化
- ③ 応分の負担(受益と負担の再検討)

○施策・事業の水準等についての基本的な考え方

■基本原則

- ① 大阪府内で統一的に実施されている施策・事業については、その水準に合わせる。
- ② その他の施策・事業については、4指定都市(横浜市・名古屋市・京都市・神戸市)の標準的な水準に合わせる。

○見直しの対象とした施策・事業(109項目) (1/3)

(億円)

	事務事業名	2012～ 2014年度 削減効果額	2012～ 2015年度 削減効果額
1	海外事務所運営経費	1.68	同左
2	IBPC大阪ネットワークセンター運営	0.90	同左
3	企業等誘致・集積推進事業	0.95	同左
4	職員疾病対策事業(旧裁量予算分)	0.68	同左
5	職員被服貸与事業	0.50	0.55
6	公立大学法人大阪市立大学運営費交付金(大学)	4.41	同左
7	市民交流センター管理運営	5.62	同左
8	男女共同参画センター管理運営	0.43	0.58
9	市民交流センター改修整備	1.55	同左
10	地域活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業	1.81	同左
11	各所整備費 各局分	0.55	同左
12	コミュニティ系バス運営費補助	8.37	同左
13	大阪シティエアターミナル(OCAT)ビルの公的施設管理運営補助	0.51	同左
14	大阪バイオサイエンス研究所	4.50	6.19
15	総合健康診査事業(ナイスミドルチェック)	1.40	同左
16	小児ぜん息等医療助成事業	2.59	同左
17	環境科学研究所(検査・研究業務、栄養専門学校)	0.23	同左
18	市営交通料金福祉措置(敬老パス)	27.77	37.65
19	大阪市社会福祉協議会交付金	0.87	1.05
20	各区社会福祉協議会交付金	4.62	同左
21	地域生活支援事業	3.75	同左
22	地域福祉活動推進事業	3.72	同左
23	民生委員連盟交付金	0.05	同左
24	軽費老人ホームサービス提供費補助金	0.79	同左
25	食事サービス事業(ふれあい型)	0.54	同左
26	高齢者住宅改修費給付事業	0.09	同左
27	老人憩の家運営助成 事業費(常設分)	0.55	同左
28	高齢者地域活動支援事業 運営委託	1.45	同左
29	舞洲障がい者スポーツセンター	0.51	0.54
30	委託老人福祉センター	0	同左

(次ページへ続く)

○見直しの対象とした施策・事業(109項目) (2/3)

(前ページからの続き)

(億円)

	事務事業名	2012～ 2014年度 削減効果額	2012～ 2015年度 削減効果額
31・32	国民健康保険事業会計繰出金	7.79	同左
33	水道料金福祉措置	23.11	同左
34	下水道料金福祉措置	13.36	同左
35	施設指導及び助成費 民給	1.02	同左
36	児童いきいき放課後事業 子どもの家事業	1.25	同左
37	留守家庭児童対策	-0.72	同左
38	子育て活動支援事業	0.33	同左
39	ファミリー・サポート・センター事業	1.37	同左
40	1歳児保育特別対策費	6.84	同左
41	市営交通料金福祉措置	2.21	同左
42	水道料金福祉措置	2.02	同左
43	下水道料金福祉措置	1.16	同左
44	公立保育所管理運営費 公立保育所一般管理費	0.41	同左
45	公立保育所管理運営費 延長保育事業	0.01	同左
46	公立保育所管理運営費 職員補充対策費	0.07	同左
47	公立保育所管理運営費 長時間保育対策費	0.25	同左
48	公立保育所管理運営費 保育所運営体制変更対応	0.24	同左
49	公立保育所管理運営費 新ニーズ対応臨任職員の非常勤化実施事業 (子育て相談及び地域交流推進のための非常勤嘱託職員の雇用経費)	0.24	同左
50	子育ていろいろ相談センター 管理運営費	0.07	0.63
51	教育相談事業	0.03	同左
52	青少年野外活動施設管理運営費	1.14	同左
53	保育料の軽減	1.51	同左
54	(社)大阪フィルハーモニー協会助成	0.68	1.10
55	競技スポーツ振興事業	0.80	同左
56	スポーツセンター管理運営	0	同左
57	プール管理運営	0	同左
58	都市基幹公園等整備(天王寺動植物公園整備)	0.10	同左
59	(財)文楽協会運営補助金	0.13	0.52
60	地方独立行政法人大阪市立工業研究所運営費 人件費関連	0.49	同左

(次ページへ続く)

○見直しの対象とした施策・事業(109項目) (3／3)

(前ページからの続き)

(億円)

	事務事業名	2012～ 2014年度 削減効果額	2012～ 2015年度 削減効果額
61	貿易促進センター事業補助	1.16	同左
62	大阪市貿易促進事業補助	4.53	同左
63	特別会計繰出金 市場 企業債利息、特別会計繰出金 市場 一般会計補助金(業者指導監督経費)	0.45	同左
64・65	特別会計繰出金 食肉市場事業 行政指導監督等経費	1.58	同左
66	特別会計繰出金 食肉市場事業 集荷対策(経常)	-0.68	同左
67	環境学習センター(生き生き地球館)の運営	1.41	同左
68	屋内プール管理運営事業	0.06	同左
69	焼却処分事業	8.13	同左
70	管路輸送事業	0.48	同左
71	新婚世帯向け家賃補助	21.31	30.12
72～75	下水道事業会計繰出金 (支払利息相当分・減価償却費相当分・収益的収支人件費相当分・物件費相当分)	2.08	同左
76	高速鉄道事業会計繰出金 児童手当費用負担相当額補助	5.69	同左
77	水道事業会計補助金 地方公営企業に係る児童手当に要する経費	0.85	同左
78～99	病院事業会計への繰出金 総合医療センター、十三市民病院、住吉市民病院	7.39	同左
100	外国青年招致事業	0.18	同左
101	学校元気アップ地域本部事業	1.52	同左
102	多様な体験活動の実施	1.97	同左
103	学校給食協会交付金	1.20	同左
104	中学校昼食事業	1.20	同左
105・106	一般維持運営費	0.25	同左
107	生涯学習センター	2.56	同左
108	音楽団事業及び音楽堂貸し出し事業	0.52	同左
109	市会関係一般費(政務調査費)	0	同左

※各項目の削減効果額は四捨五入しているため、各項目の和と削減効果額合計は必ずしも一致しない。

○見直しの対象とした施策・事業(追加項目)

(前ページからの続き)

(億円)

	事務事業名	2012～ 2014年度 削減効果額	2012～ 2015年度 削減効果額
追加	大阪マラソンの開催	0.10	同左
追加	住まい情報センター他	－	0.01
追加	キッズプラザ運営補助	0.18	0.32

2012 — 2014年度 削減効果額 合計	211億1,800万円
------------------------	-------------

2012 — 2015年度 削減効果額 合計	233億7,500万円
------------------------	-------------

※各項目の削減効果額は四捨五入しているため、各項目の和と削減効果額合計は必ずしも一致しない。

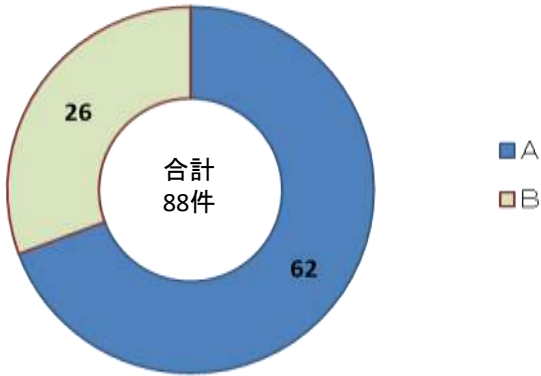
市税の減免措置の見直し

市政改革プラン(2012年7月策定)に基づき、市税の減免措置について見直しを実施。

○見直し結果

合計88件の減免について見直しを行い、62件を廃止。

	結 果	件数 (2012～2013)	件数 (2012～2017)
A	廃止	61	62
B	継続または一部見直し	27	26
合 計		88	88



○市税の減免のうち、見直しの対象としたもの（1／3）

A. 減免を廃止したもの【62件】

	項 目	区 分
1	公共事業実施のため使用収益できない土地	固定資産税・ 都市計画税
2	道路予定地	
3	物納の許可を受けた固定資産	
4	沈没船舶	
5	一定の条件を満たしているマンションの児童の遊び場	
6	障がい者職業能力開発訓練施設	
7	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等	
8	中小企業会館	
9	研究開発型産業高度化促進施設	
10	地域産業集積活性化対策施設	
11	公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設	
12	公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設	
13	都市計画自動車ターミナル	
14	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設	
15	大阪沖縄会館	
16	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設	
17	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設	
18	公益社団法人・公益財団法人所有の公害健康被害検査施設	
19	柔道整復師会館	
20	府医師会館	
21	府歯科医師会館	
22	中沢記念野球会館（高校野球連盟）	
23	講道館 大阪国際柔道センター	
24	住吉武道館	
25	労働組合が専らその用に供する固定資産	
26	救急医療機関所有の病院・診療所	
27	非課税となる診療施設のための看護師宿舎	
28	学校法人以外の幼稚園	
29	障がい者小規模作業所等	
30	公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設	

○市税の減免のうち、見直しの対象としたもの (2/3)

(前ページからの続き)

	項 目	区 分
31	能楽堂・能舞台	固定資産税・都市計画税
32	在日外国人のための公民館的施設	
33	公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設	
34	土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地	
35	本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設	
36	荻田土地改良記念会館	
37	平野区画整理記念会館	
38	瓜破会館及び瓜破西会館	
39	大阪弁護士会館	
40	司法書士会館	
41	府道高速大阪東大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分	
42	オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋	
43	天満・天神繁昌亭	
44	領事館	
45	学生・生徒〔所得65万円・125万円以下〕 → 学生・生徒	個人市民税
46	相続人〔単身者：所得115万円・145万円以下〕 → 相続人	
47	公益事業に係る事務所等所有者	法人市民税
48	一般社団・財団法人(非営利型法人)	
49	清算中の法人	軽自動車税
50	宗教法人・社会福祉法人 (※)	
51	教科書の発行の事業の用に供する施設	事業所税
52	劇場等に係る施設	
53	指定自動車教習所	
54	酒類の保管のための倉庫	
55	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの	
56	織物の保管の用に供する施設	
57	ビルメンテナンス事業の用に供する施設	
58	列車内における食堂等の事業の用に供する施設	
59	古紙回収事業の用に供する施設	
60	家具の保管の用に供する施設	
61	倉庫業の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業の用に供する上屋で3万㎡未満のもの	
62	簡易宿所営業の用に供する施設	

※宗教法人への減免は廃止、社会福祉法人への減免は継続。

○市税の減免のうち、見直しの対象としたもの（3／3）

B. 減免を継続または一部見直したもの【26件】

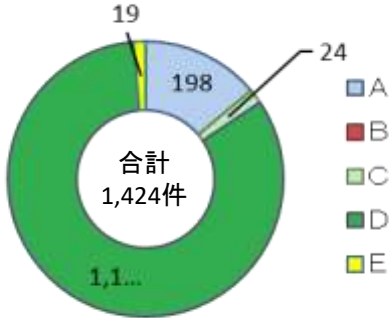
	項 目	区 分
1	災害により損害を受けた固定資産	固定資産税・ 都市計画税
2	生活扶助受給者所有の土地・家屋	
3	低所得者所有の土地・家屋	
4	本市が取得した固定資産	
5	本市事業により移転補償の対象となった固定資産	
6	仮換地指定前に使用収益できない土地	
7	仮換地に他人の工作物等がある土地	
8	過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭清算される土地	
9	大阪ドーム（スタジアム部分）	
10	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
11	一定の条件を満たしているマンション集会所	
12	老人憩の家	
13	児童遊園の用に供する固定資産	
14	公衆浴場	
15	災害被災者	個人市民税
16	生活扶助受給者等	
17	失業者〔単身者：所得115万円・145万円以下〕 → 失業者	
18	所得減少者〔単身者：所得115万円・145万円以下〕 → 所得減少者	
19	障がい者・未成年者・寡婦(夫)〔所得150万円以下〕 → 障がい者・未成年者・寡婦(夫)	
20	認可地縁団体(収益事業を行わない場合)	法人市民税
21	特定非営利活動法人(収益事業を行わない場合)	
22	公益社団・財団法人(収益事業を行わない場合)	
23	被災車両	軽自動車税
24	身体障がい者等専用車両(自己所有)	
25	身体障がい者等専用車両(生計同一人所有)	
26	身体障がい者等専用車両(特殊仕様車両)	

使用料の減免措置の見直し

市政改革プラン(2012年7月策定)に基づき、市有不動産の使用料等の減免措置について、見直しを実施。(2014年度末取組み完了。)

○使用料の減免案件と見直し結果
合計1,424件の減免について点検を行い、結果を公表。

	結 果	補 足	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年度)
A	減免率見直し・減免廃止	減免率の見直し・減免を廃止	97	198
B	要検証	引き続き検討を行い、適切な取扱いを検証	239	0
C	点検対象外	「行政からの支援」ではなく、原則として減免継続	24	24
D	減免継続	現行のまま減免を継続	1,050	1,183
E	事業終了	事業終了により減免廃止	14	19
合 計			1,424	1,424



○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの（1／6）

A. 減免率見直し・減免廃止【97件】(2014年8月時点) →【198件】(2014年度末取組み完了時点)

	項 目	件数 (2012～13年度)	件数 (2012～14年度)
1	施設用地(大阪人権博物館)	1	同左
2	大学と連携した人材育成中核拠点(NPO大学コンソーシアム大阪・NPO関西社会人大学院連合)	2	同左
3	その他児童福祉施設	1	同左
4	事務所((社)大阪市母と子の共励会)愛光会館	1	同左
5	保育所	54	同左
6	事務所((社)福島産業会)	1	同左
7	事務所(公益財団法人地球環境センター)鶴見緑地公園内	1	同左
8	港湾労働者住宅等((財)大阪港湾福利厚生協会)	8	同左
9	荷さばき地等(舞洲埋立地)	1	同左
10	荷さばき地等(港湾局賃貸地)	13	同左
11	貯炭場・車庫(港湾局賃貸地)	5	同左
12	事務所(大阪市漁協(協))	1	同左
13	倉庫等(港湾局賃貸地)	4	同左
14	事務所・倉庫等(港湾局賃貸地)	3	同左
15	事務所(公益財団法人大阪市学校給食協会)	1	同左
16	事務所(大阪市経済局関係団体協議会)大阪産業創造館内	—	1
17	在宅サービスセンター・ステーション(区在宅サービスセンター)	—	20
18	在宅サービスセンター・ステーション(地域在宅サービスステーション)	—	41
19	その他高齢者福祉施設(認知症高齢者グループホーム)	—	1
20	その他高齢者福祉施設(小規模多機能型居宅介護施設)	—	1
21	事務所(社会福祉センター)	—	5
22	事務所(社会福祉センター)	—	2
23	障がい者福祉施設	—	30
計		97	198

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの（2／6）

B. 要検証【239件】（2014年8月時点）→【0件】（2014年度末取組み完了時点）

	項 目	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年度)
1	福利厚生施設(ヴィアーレ大阪)	1	—
2	国際学校(学校法人大阪YMCA)	1	—
3	事務所(大阪市経済局関係団体協議会)大阪産業創造館内	1	—
4	在宅サービスセンター・ステーション(区在宅サービスセンター)	26	—
5	在宅サービスセンター・ステーション(地域在宅サービスステーション)	42	—
6	その他高齢者福祉施設(認知症高齢者グループホーム)	1	—
7	その他高齢者福祉施設(小規模多機能型居宅介護施設)	1	—
8	事務所(社会福祉センター)	10	—
9	事務所(社会福祉センター)	4	—
10	障がい者福祉施設	52	—
11	大阪バイオサイエンス研究所	1	—
12	研究施設(大阪大学)	1	—
13	障がい者福祉施設付帯駐車場(社会福祉法人ライフサポート協会)	1	—
14	会館・港湾関係車両施設((財)大阪港湾福利厚生協会)	3	—
15	社団法人事務所(もと幼児教育センター内)	1	—
16	学校売店・食堂	92	—
17	幼稚園(北恩加島幼稚園)	1	—
計		239	0

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの（3／6）

C. 点検対象外 【24件】

	項 目	件数
1	寝屋川護岸敷地用地(大阪府)	1
2	鉄道高架軌道施設敷地(阪神電気鉄道(株))	5
3	広場(西日本電信電話(株))	1
4	記念碑(大阪府立夕陽丘高等学校)	1
5	無料低額宿泊所(生活ケアセンター)	1
6	道路・通路	1
7	傾斜地管理	1
8	砂防ダム(大阪府八尾土木事務所)	1
9	通路(豊中市立第17中学校通学路)	1
10	公共水路(八尾工場内)	1
11	広場(湊町地区開発協議会)	1
12	阪神高速道路上空占用((独)日本高速道路保有・債務返済機構)	8
13	ペDESTリアンデッキ(コスモスクエア海浜緑地)	1
計		24

D. 減免継続 【1,050件】(2014年8月時点) →【1,183件】(2014年度末取組み完了時点)

	項 目	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年)
1	事務所(大阪市立高等学校教育研究会)東高等学校内	1	同左
2	事務所(大阪市立高等学校校長会)東高等学校内	1	同左
3	事務所(大阪市立高等学校体育連盟)東高等学校内	1	同左
4	事務所(大阪市立高等学校文化連盟)東高等学校内	1	同左
5	事務所(大阪市立小学校長会)もと幼児教育センター	1	同左
6	事務所(大阪市立中学校校長会)もと幼児教育センター	1	同左
7	事務所(大阪市立幼稚園長会)もと幼児教育センター	1	同左
8	学校施設(理学部附属植物園)	2	同左
9	博物館(大阪商工会議所)大阪産業創造館内	1	同左
10	国立文楽劇場(独立行政法人日本芸術文化振興会)	1	同左

(次ページへ続く)

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの (4/6)

D. 減免継続【1,050件】(2014年8月時点) →【1,183件】(2014年度末取組み完了時点)

(前ページからの続き)

	項 目	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年度)
11	宣言塔(大阪福島納税貯蓄組合連合会)	1	同左
12	集会所・会館	193	同左
13	地域コミュニティ関連用地(倉庫・広場等)	249	同左
14	資材置場(阪神高速道路(株))	1	同左
15	複合交通センター・交通広場(OCAT)	1	同左
16	多目的ドーム(京セラドーム大阪)	1	同左
17	その他高齢者福祉施設(シルバー人材センター)	5	同左
18	その他高齢者福祉施設(軽費老人ホーム)	2	同左
19	その他高齢者福祉施設(生活支援ハウス)	1	同左
20	特別養護老人ホーム	53	同左
21	老人憩の家	247	同左
22	保護施設(救護施設、更生施設)	6	同左
23	無料低額診療施設(社会医療センター)	1	同左
24	共同浴場	6	同左
25	障がい者福祉施設(障がい者職業指導センター・職業リハビリテーションセンター)	2	同左
26	障がい者福祉施設(障がい者ケアホーム)	1	同左
27	売店・店舗等	1	同左
28	看護専門学校	3	同左
29	その他児童福祉施設	1	同左
30	その他児童福祉施設	3	同左
31	青少年野外活動センター	2	同左
32	学校施設(幼稚園昼食実行委員会)	2	同左
33	航空機騒音測定器(共同利用施設)	1	同左
34	防潮堤点検階段(仮設)住之江工場内	1	同左
35	農園(瓜破霊園内)	1	同左

(次ページへ続く)

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの (5/6)

D. 減免継続【1,050件】(2014年8月時点) →【1,183件】(2014年度末取組み完了時点)

(前ページからの続き)

	項 目	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年度)
36	アーケード(長吉銀座商店街振興組合)	1	同左
37	活動拠点施設(NPO法人、社会福祉法人等)	11	同左
38	賃貸住宅(大阪市住宅供給公社)	10	同左
39	道路・通路(西日本旅客鉄道株)	1	同左
40	防犯カメラ	9	同左
41	防犯活動拠点、駐車場	19	同左
42	水防倉庫、事務所(淀川左岸水防事務組合)、無線基地局	24	同左
43	作業所(高速道路建設工事)阪神高速道路株	2	同左
44	倉庫(市岡緑陰道路愛護会外)	1	同左
45	EVからホームへの接道(西日本旅客鉄道株)	1	同左
46	アーケード(西天銀座商店街)	1	同左
47	専門職大学院サテライト教室(中之島図書館内)	1	同左
48	大阪外環状鉄道の整備に必要な工事ヤードとして使用	1	同左
49	観測施設(独立行政法人産業技術総合研究所)	1	同左
50	児童遊園	126	同左
51	教育訓練施設(鶴浜埋立用地)	1	同左
52	警察施設(住之江警察署)	1	同左
53	多目的ホール・展示場等(ATC)	1	同左
54	水防施設(大阪府西大阪治水事務所)	1	同左
55	震度計(大阪府)	21	同左
56	防犯カメラ	14	同左
57	大阪国際平和センター	1	同左
58	記念碑(市立東商業高等学校同窓会等)	3	同左
59	地震観測装置(関西地震観測研究協議会)	1	同左
60	大阪外環状鉄道の整備に必要な工事ヤードとして使用	1	同左

(次ページへ続く)

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの (6/6)

D. 減免継続【1,050件】(2014年8月時点) →【1,183件】(2014年度末取組み完了時点)

(前ページからの続き)

	項 目	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年度)
61	福利厚生施設(ヴィアーレ大阪)	—	1
62	国際学校(学校法人大阪YMCA)	—	1
63	在宅サービスセンター・ステーション(区在宅サービスセンター)	—	6
64	在宅サービスセンター・ステーション(地域在宅サービスステーション)	—	1
65	事務所(社会福祉センター)	—	5
66	事務所(社会福祉センター)	—	2
67	障がい者福祉施設	—	22
68	障がい者福祉施設付帯駐車場(社会福祉法人ライフサポート協会)	—	1
69	社団法人事務所(もと幼児教育センター内)	—	1
70	学校売店・食堂	—	92
71	幼稚園(北恩加島幼稚園)	—	1
計		1,050	1,183

E. 事業終了【14件】(2014年8月時点) →【19件】(2014年度末取組み完了時点)

	項 目	件数 (2012～13年度)	件数 (2012～2014年度)
1	事務所(もと東淀川人権文化センター)	1	同左
2	その他高齢者福祉施設(シルバーボランティアセンター)	1	同左
3	観測機器((財)地域地盤環境研究所)	12	同左
4	大阪バイオサイエンス研究所	—	1
5	研究施設(大阪大学)	—	1
6	会館・港湾関係車両施設((財)大阪港湾福利厚生協会)	—	3
計		14	19

外郭団体との競争性のない随意契約の見直し

市政改革プラン(2012年7月策定)に基づき、外郭団体との競争性のない随意契約について見直しを実施。(2014年度で目標達成により取組終了)

○見直しの状況

	2010年度決算(A)	2013年度決算(B)	2014年度決算(C)	削減状況(A)－(B)	削減状況(A)－(C)
金額	321億円	40億円	36億円	▲281億円(▲87.5%)	▲285億円(▲88.8%)
件数	325件	19件	13件	▲306件 (▲94.2%)	▲312件 (▲96.0%)

(見直しの内訳)

(金額の単位:百万円)

	団体名	2010年度 決算(A)		2013年度 決算(B)		2014年度 決算(C)		(A)－(B)		(A)－(C)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	(公財)大阪国際交流センター	8	28	0		0		▲8	▲28	▲8	▲28
2	(一財)大阪市男女協働参画のまち創生協会	3	12	0		0		▲3	▲12	▲3	▲12
3	大阪外環状鉄道(株)	0	0	1	58	1	127	1	58	1	127
4	(社福)大阪社会医療センター	1	7	0		0		▲1	▲7	▲1	▲7
5	(社福)大阪市社会福祉協議会	26	2,096	0		0		▲26	▲2,096	▲26	▲2,096
6	(一財)大阪市環境保健協会	18	579	0		0		▲18	▲579	▲18	▲579
7	(公財)大阪市救急医療事業団	3	385	1	108	1	96	▲2	▲277	▲2	▲289
8	(一財)大阪スポーツみどり財団	13	676	0		0		▲13	▲676	▲13	▲676
9	(公財)大阪市博物館協会	3	767	2	271	2	44	▲1	▲496	▲1	▲723
10	(一財)大阪国際経済振興センター	5	796	0		0		▲5	▲796	▲5	▲796
11	大阪市信用保証協会	1	10	0		0		▲1	▲10	▲1	▲10
12	アジア太平洋トレードセンター(株)	3	157	3	74	1	26	0	▲83	▲2	▲131
13	(公財)大阪市都市型産業振興センター	10	707	0		0		▲10	▲707	▲10	▲707

(次ページに続く)

(外郭団体との競争性のない随意契約の見直しの内訳)

(前ページからの続き)

(金額の単位:百万円)

	団体名	2010年度 決算 (A)		2013年度 決算 (B)		2014年度 決算 (C)		(A) - (B)		(A) - (C)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14	(一財)環境事業協会	15	1,601	0		0		▲ 15	▲ 1,601	▲ 15	▲ 1,601
15	大阪市住宅供給公社	17	359	0		0		▲ 17	▲ 359	▲ 17	▲ 359
16	(財)大阪市建築技術協会	5	5,275	0		0		▲ 5	▲ 5,275	▲ 5	▲ 5,275
17	大阪市街地開発(株)	0	0	2	7	0		2	7	0	0
18	大阪市道路公社	3	14	0		0		▲ 3	▲ 14	▲ 3	▲ 14
19	(一財)都市技術センター	18	646	0		0		▲ 18	▲ 646	▲ 18	▲ 646
20	クリスタ長堀(株)	0	0	2	95	1	92	2	95	1	92
21	大阪地下街(株)	1	14	1	10	1	14	0	▲ 4	0	0
22	大阪港埠頭(株)	1	15	0		0		▲ 1	▲ 15	▲ 1	▲ 15
23	(株)大阪港トランスポートシステム	1	7	0		0		▲ 1	▲ 7	▲ 1	▲ 7
24	(株)海遊館	1	88	0		0		▲ 1	▲ 88	▲ 1	▲ 88
25	交通サービス(株)	40	3,693	0		0		▲ 40	▲ 3,693	▲ 40	▲ 3,693
26	大阪運輸振興(株)→大阪シティバス(株)※	8	3,821	2	2,597	2	2,442	▲ 6	▲ 1,224	▲ 6	▲ 1,379
27	(株)大阪メトロサービス	6	820	4	610	4	712	▲ 2	▲ 210	▲ 2	▲ 108
28	(株)大阪水道総合サービス	30	1,546	0		0		▲ 30	▲ 1,546	▲ 30	▲ 1,546
29	(一財)大阪市教育振興公社	10	4,335	1	140	0		▲ 9	▲ 4,195	▲ 10	▲ 4,335
30	(財)大阪市都市工学情報センター	49	200	0		0		▲ 49	▲ 200	▲ 49	▲ 200
31	(財)大阪城ホール	2	36	0		0		▲ 2	▲ 36	▲ 2	▲ 36
32	(株)湊町開発センター	1	9	0		0		▲ 1	▲ 9	▲ 1	▲ 9
33	(財)大阪市消防振興協会	1	436	0		0		▲ 1	▲ 436	▲ 1	▲ 436
34	大阪港埠頭ターミナル(株)	1	5	0		0		▲ 1	▲ 5	▲ 1	▲ 5
35	(財)大阪市農業センター	1	11	0		0		▲ 1	▲ 11	▲ 1	▲ 11
36	(財)大阪観光コンベンション協会	4	129	0		0		▲ 4	▲ 129	▲ 4	▲ 129
37	(公社)大阪港振興協会	3	98	0		0		▲ 3	▲ 98	▲ 3	▲ 98
38～61	(社福)各区社会福祉協議会	13	2,772	0		0		▲ 13	▲ 2,772	▲ 13	▲ 2,772
合 計		325	32,150	19	3,970	13	3,553	▲ 305	▲ 28,180	▲ 312	▲ 28,597

※2014年4月社名変更